

議 案 目 録

- 報告第1号 専決処分の報告について「損害賠償について」
- 報告第2号 専決処分の報告について「損害賠償について」
- 議案第8号 下妻市公共施設等マネジメント基金条例の制定について
- 議案第9号 下妻市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第11号 下妻市立保育所設置条例の一部改正について
- 議案第12号 下妻市介護保険条例の一部改正について
- 議案第13号 下妻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第14号 下妻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第15号 下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第16号 下妻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第17号 下妻市都市公園管理条例の一部改正について
- 議案第18号 下妻市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 議案第19号 下妻市水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第20号 財産の無償譲渡について
- 議案第21号 財産の取得について
- 議案第22号 訴えの提起について

- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第24号 市道路線の廃止について
- 議案第25号 令和5年度下妻市一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第26号 令和5年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第27号 令和5年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第28号 令和5年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第29号 令和5年度下妻市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第30号 令和6年度下妻市一般会計予算について
- 議案第31号 令和6年度下妻市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第32号 令和6年度下妻市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第33号 令和6年度下妻市介護保険特別会計予算について
- 議案第34号 令和6年度下妻市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第35号 令和6年度下妻市水道事業会計予算について
- 議案第36号 令和6年度下妻市下水道事業会計予算について
- 議案第37号 令和6年度下妻市一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第38号 下妻市監査委員の選任について
- 議案第39号 下妻市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第40号 下妻市固定資産評価審査委員会委員の選任について

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

施設管理に係る事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月1日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|---|
| 1 件 名 | 施設管理における損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和5年9月15日（金） 午前10時40分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市半谷地内 |
| 4 事故発生状況 | 砂沼広域公園スポーツゾーンの立木の枝が隣接する相手方の会社の敷地内に張り出し、相手方の倉庫の屋根を破損させた。 |
| 5 示談の内容 | 屋根の修理費について、市が100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 198,000円 |

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

市有車の接触事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月1日

下妻市長 菊池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|--|
| 1 件 名 | 接触事故による損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和5年11月18日（土） 午前8時8分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市本城町地内 |
| 4 事故発生状況 | 市有車が信号のある交差点を右折した際に、自転車で横断歩道を横断していた相手方と市有車の左前部が接触した。 |
| 5 示談の内容 | 相手方の損害額について、市が100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 233,190円 |

議案第8号

下妻市公共施設等マネジメント基金条例の制定について

下妻市公共施設等マネジメント基金条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

下妻市公共施設等マネジメント基本方針に基づく公共施設等の保全、更新その他の計画的な整備に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、条例を制定するものである。

下妻市条例第 号

下妻市公共施設等マネジメント基金条例

(設置)

第1条 下妻市公共施設等マネジメント基本方針に基づく公共施設等の保全、更新その他の計画的な整備に要する経費の財源に充てるため、下妻市公共施設等マネジメント基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める設置の目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(下妻市土地開発基金条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 下妻市土地開発基金条例(昭和45年下妻市条例第27号)

(2) 下妻市義務教育施設整備事業基金条例（昭和54年下妻市条例第4号）

(3) 下妻市庁舎建設基金条例（平成19年下妻市条例第26号）

（基金の引継ぎ）

- 3 この条例の施行の際、前項各号に掲げる条例による基金に属していた現金については、この条例による基金に属する現金として引き継ぐものとする。

議案第9号

下妻市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について

下妻市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

茨城県医療福祉対策要綱及び茨城県医療福祉対策実施要領において、重度心身障害者等医療福祉費支給制度（マル福）の対象者に新たに障害者手帳の重複所持者を追加する等の改正が行われることを踏まえ、当該要綱等と同様の改正により制度の拡充を図るため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

下妻市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年下妻市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号に次のただし書を加える。

ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。

第2条第5号ア中「（以下「手帳」という。）」及び「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号イ中「手帳」を「身体障害者手帳」に、「じん臓」を「腎臓」に改め、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号ウ中「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号エ中「手帳」を「身体障害者手帳」に改め、「3級」の次に「又は4級」を加え、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号カ中「別表1級」を「別表の1級」に改め、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号キ中「第6条第3項」の次に「（以下「政令第6条第3項」という。）」を加え、「に定める」を「の」に、「もの」を「者」に改め、「（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）」を削り、同号に次のように加える。

ク 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

下妻市医療福祉費支給に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。 _____ _____ _____</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)</p> <p>イ 手帳 _____の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、障害名が心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされる者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)</p> <p>ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。<u>ただし、65歳以上75歳未満の者で、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の政令で定める程度の障害の状態にあるものにあつては、同号の規定による認定を受けたものに限る。</u></p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳 _____の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)の1級又は2級に該当する者 _____</p> <p>イ <u>身体障害者手帳</u>の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、障害名が心臓、腎臓 若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされる者 _____</p> <p>ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童</p>

現 行	改 正
<p>相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)</p> <p>エ <u>手帳</u>の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)</p> <p>オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童</p> <p>カ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表1級に該当する障害年金等受給権者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)</p> <p>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に定める1級に該当するもの(65歳以上75歳未満の者は、高齢</p>	<p>相談所(以下「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者</p> <p>エ <u>身体障害者手帳</u>の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者</p> <p>オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童</p> <p>カ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表の1級に該当する障害年金等受給権者</p> <p>キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が同法施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項(以下「政令第6条第3項」という。)の1級に該当する者</p>

現 行	改 正
<p><u>者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。)</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>ク 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級又は4級に該当し、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者</u></p> <p><u>ケ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者で、かつ、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が政令第6条第3項の2級に該当する者</u></p>

議案第10号

下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の改正を踏まえ、条文の整備を行う必要があることから、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年下妻市条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)」を「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)」に改める。

第4章 雑則(第53条)

第5条第2項から第6項までを削る。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「(特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。))」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。))」と、「」を加える。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第38条第2項を削る。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる

次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

下妻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>付則</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 雑則(第53条)</u></p> <p>付則</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 略</p>

現 行	改 正
<p><u>に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p><u>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申</u></p>	

現 行	改 正
<p><u>込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第11項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p><u>(揭示)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び<u>同条第10項</u>の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p><u>(揭示等)</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その</p>

現 行	改 正
<p>他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければ</u></p> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">な</p> <p>らない。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中</p> <hr/> <hr/> <p>「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校</p>	<p>他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供しなければな</p> <p>らない。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校</p>

現 行	改 正
<p>就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 略</p> <p><u>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p>	<p>就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。</p> <p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4条において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 略</p>

現 行	改 正
<p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 雑則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)</u>は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において<u>書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、<u>当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)</u>により行うことができる。</p> <p><u>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認</u></p>

現 行	改 正
	<p><u>定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使</u></p>

現 行	改 正
	<p><u>用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等によ</u></p>

現 行	改 正
	<p>る同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>

議案第 1 1 号

下妻市立保育所設置条例の一部改正について

下妻市立保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 2 9 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

保育所の民営化に伴い、下妻保育園を令和 6 年 3 月 3 1 日をもって廃止するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市立保育所設置条例の一部を改正する条例

下妻市立保育所設置条例（平成17年下妻市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置	定員
きぬ保育園	下妻市鬼怒254番地1	120人

第7条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

下妻市立保育所設置条例新旧対照表

現 行	改 正															
<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 前条により設置する保育所の名称、位置及び定員は、<u>別表第1</u>のとおりとする。</p> <p>(一時預かり事業)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による保育を利用する乳児又は幼児の保護者は、<u>別表第2</u>に掲げる保育料を納付しなければならない。</p> <p><u>別表第1(第2条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下妻保育園</td> <td>下妻市下妻丙172番地</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>きぬ保育園</td> <td>下妻市鬼怒254番地1</td> <td>120人</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2(第7条関係)</u></p> <p>略</p>	名称	位置	定員	下妻保育園	下妻市下妻丙172番地	100人	きぬ保育園	下妻市鬼怒254番地1	120人	<p>(名称、位置及び定員)</p> <p>第2条 前条により設置する保育所の名称、位置及び定員は、<u>次</u>のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>きぬ保育園</td> <td>下妻市鬼怒254番地1</td> <td>120人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(一時預かり事業)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の規定による保育を利用する乳児又は幼児の保護者は、<u>別表</u>に掲げる保育料を納付しなければならない。</p> <p><u>別表</u> (第7条関係)</p> <p>略</p>	名称	位置	定員	きぬ保育園	下妻市鬼怒254番地1	120人
名称	位置	定員														
下妻保育園	下妻市下妻丙172番地	100人														
きぬ保育園	下妻市鬼怒254番地1	120人														
名称	位置	定員														
きぬ保育園	下妻市鬼怒254番地1	120人														

議案第 12 号

下妻市介護保険条例の一部改正について

下妻市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 9 期介護保険事業計画期間における保険料額を定めるため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市介護保険条例の一部を改正する条例

下妻市介護保険条例（平成12年下妻市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「35,760円」を「32,760円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「53,640円」を「49,320円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「53,640円」を「49,680円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に、「64,368円」を「64,800円」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に、「71,520円」を「72,000円」に改め、同項第6号から第12号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 86,400円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 93,600円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円

第2条第1項に次の1号を加える。

- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円

第2条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号に掲げる」に改め、「前項第1号に該当する者の」を削り、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,456円」を「20,520円」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,520円」とあるのは、「34,920円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課

に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,520円」とあるのは、「49,320円」と読み替えるものとする。

第4条第1項中「当該被保険者資格」を「第1号被保険者の資格」に改め、同条第2項中「当該被保険者」を「当該第1号被保険者」に改め、同条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の下妻市介護保険条例第2条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

下妻市介護保険条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第9条第1号に規定する介護保険の第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) <u>第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>35,760円</u></p> <p>(2) 令<u>第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>53,640円</u></p> <p>(3) 令<u>第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>53,640円</u></p> <p>(4) 令<u>第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>64,368円</u></p> <p>(5) 令<u>第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>71,520円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 85,824円</u></p> <p><u>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>が<u>120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。))第9条第1号に規定する介護保険の第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。) <u>第38条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>32,760円</u></p> <p>(2) 令<u>第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>49,320円</u></p> <p>(3) 令<u>第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>49,680円</u></p> <p>(4) 令<u>第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) 令<u>第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>86,400円</u></p>

現 行	改 正
<p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 92,976円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(8) <u>次のいずれかに該当する者 107,280円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(9) <u>次のいずれかに該当する者 121,584円</u></p> <p>ア <u>合計所得金額が320万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	<p>(7) <u>令第38条第1項第7号に掲げる者 93,600円</u></p> <p>(8) <u>令第38条第1項第8号に掲げる者 108,000円</u></p> <p>(9) <u>令第38条第1項第9号に掲げる者 122,400円</u></p>

現 行	改 正
<p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)</u></p> <p><u>(10) 次のいずれかに該当する者 128,736円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</u></p> <p><u>(11) 次のいずれかに該当する者 143,040円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u></p> <p><u>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 157,344円</u></p> <p>2 <u>所得の少ない</u> 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>前項第1号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,456円</u></p>	<p><u>(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 136,800円</u></p> <p><u>(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 151,200円</u></p> <p><u>(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 165,600円</u></p> <p><u>(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 172,800円</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる</u> 第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,520円</u></p>

現 行	改 正
<p>とする。</p> <p><u>3 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第2号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,760円とする。</u></p> <p><u>4 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第3号に該当する者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、50,064円とする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、<u>当該被保険者資格</u>を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における<u>当該被保険者</u>に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令<u>第39条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ<u>及びハ</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u> _____ に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当</p>	<p>とする。</p> <p><u>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,520円」とあるのは、「34,920円」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,520円」とあるのは、「49,320円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、<u>第1号被保険者の資格</u>を取得した日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における<u>当該第1号被保険者</u>に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令<u>第38条第1項第1号イ</u>(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ<u>若しくはニ</u>、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当</p>

現 行	改 正
<p>該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令 <u>第39条第1項第1号から第9号まで</u> のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令 <u>第38条第1項第1号から第12号まで</u> のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>

議案第13号

下妻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

下妻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
(令和6年厚生労働省令第16号)により、指定地域密着型サービスの基準が改正された
ことに伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

下妻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成25年下妻市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の22中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の26第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の32中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の39第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項

第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削り、「若しくは本体施設の職務」を「、本体施設の職務」に、「若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を「又は指定看

護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1

年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出し中「協力病院等」を「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下妻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2(第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第106条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項(第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

下妻市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p><u>(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護</p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、第64条第1項、<u>第65条第1項</u>、第82条第6項、第83条第3項及び第84条において同じ。)</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護</p>

現 行	改 正
<p>看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>	<p>看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>7～12 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p>

現 行	改 正
<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <hr/> <p>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u></p> <p>をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p> <p>(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)</p> <p>第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p><u>(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(10)・(11)</u> 略</p>

現 行	改 正
<p>(揭示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>前項に規定する</u>重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容</p>	<p>(揭示)</p> <p>第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、_____重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第42条 略</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容</p>

現 行	改 正
<p>等の記録</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>指定介護療養型医療施設</u></p> <p>(12) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ</p>	<p>等の記録</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(6) 第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(7) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(8) 第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第47条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなけ</p>

現 行	改 正
<p>ればならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は<u>同一敷地内</u>の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該<u>同一敷地内</u>の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)～(7)</u> 略</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>ればならない。ただし、当該管理者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は_____他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該_____他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(7)～(9)</u> 略</p> <p>(記録の整備)</p>

現 行	改 正
<p>第58条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>第58条 略</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かななければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

現 行	改 正
<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)・(6)</u> 略 (記録の整備)</p> <p>第59条の19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(7)・(8)</u> 略 (記録の整備)</p> <p>第59条の19 略</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p>

現 行	改 正
<p>(3) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 略 (準用)</p> <p>第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービ</p>	<p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略 (準用)</p> <p>第59条の22 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2、第41条、第53条、第59条の2、第59条の4及び第59条の5第4項並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第59条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中「前項ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービ</p>

現 行	改 正
<p>スを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第3号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の26 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の32 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>スを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の10第5項、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、<u>同項第4号</u>中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、<u>同項第5号</u>中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(管理者)</p> <p>第59条の26 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定療養通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の32 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

現 行	改 正
<p>(3)～(5) 略 (記録の整備)</p> <p>第59条の39 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p>	<p>(3) <u>指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(5)～(7) 略 (記録の整備)</p> <p>第59条の39 略</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) <u>第59条の32第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p>

現 行	改 正
<p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略 (管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略 (利用定員等)</p> <p>第65条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険</p>	<p>(7) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略 (管理者)</p> <p>第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略 (利用定員等)</p> <p>第65条 略</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険</p>

現 行	改 正
<p>施設をいう。以下同じ。)若しくは<u>指定介護療養型医療施設</u> _____の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>施設をいう。以下同じ。)若しくは<u>健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u>の運営(第82条第7項、第110条第9項及び第191条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得</u></p>

現 行	改 正
<p>(5)・(6) 略 (記録の整備)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 略</p>	<p><u>ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(6) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(7)・(8) 略 (記録の整備)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) <u>第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第59条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p>

現 行			改 正		
<p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>(従業者の員数等)</p> <p>第82条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、<u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u>又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>	<p>(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅</p>	<p>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事</p>	<p>看護師又は准看護師</p>	<p>(2) 当該指定小規模多機能型居宅</p>	<p>(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

現 行			改 正		
介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがあ る場合	業を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所		介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがあ る場合	業を行う事業所、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	
7～13 略 (管理者)			7～13 略 (管理者)		
<p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務(当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)</u>若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)に従事することができるものとする。</p>			<p>第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>他の事業所、施設等の職務</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		
2 略			2 略		

現 行	改 正
<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条_____及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p> <p>(6) 略</p>	<p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、<u>第192条第3項</u>及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p> <p>(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u>_____を行ってはならない。</p> <p>(6) 略</p> <p><u>(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正</u></p>

現 行	改 正
<p>(7)・(8) 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p><u>化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8)・(9) 略</p> <p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第107条 略</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>

現 行	改 正
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略 (管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略 (管理者による管理)</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第92条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略 (管理者)</p> <p>第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は _____ の _____ 職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略 (管理者による管理)</p>

現 行	改 正
<p><u>2・3</u> 略 （記録の整備） 第127条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>	<p><u>症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(以下「第2種協定指定医療機関」という。)</u>との間で、<u>新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)</u>の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</p> <p><u>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7・8</u> 略 （記録の整備） 第127条 略</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p>

現 行	改 正
<p>(2) 第115条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条及び第104条 の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1</p>	<p>(2) 第115条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第117条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第128条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条、第102条、第104条及び第106条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第122条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16第2項第1</p>

現 行	改 正
<p>号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>8～10 略</p>	<p>号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第130条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>8～10 略</p> <p><u>11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2</u></p>

現 行	改 正
<p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地</p>	<p><u>号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。</u></p> <p><u>(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。</u></p> <p><u>ア 利用者の安全及びケアの質の確保</u></p> <p><u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮</u></p> <p><u>ウ 緊急時の体制整備</u></p> <p><u>エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検</u></p> <p><u>オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修</u></p> <p><u>(2) 介護機器を複数種類活用していること。</u></p> <p><u>(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。</u></p> <p><u>(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地</p>

現 行	改 正
<p>域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等<u>若しくは本体施設の職務</u>(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所<u>若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第147条 略</p>	<p>域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等、<u>本体施設の職務</u> (本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所<u>又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> _____の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第147条 略</p> <p><u>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指</u></p>

現 行	改 正
<p><u>2</u> 略 (記録の整備)</p> <p>第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第136条第2項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項<u>に規定する</u> 身体的拘束等の態様及び時間、そ</p>	<p><u>定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応をとり決めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7</u> 略 (記録の整備)</p> <p>第148条 略</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第136条第2項<u>の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第138条第5項<u>の規定による</u> 身体的拘束等の態様及び時間、そ</p>

現 行	改 正
<p>の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活</p>	<p>の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第146条第3項の規定による結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第149条 第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで、第99条及び第106条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「第145条に規定する重要事項に関する規程」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活</p>

現 行	改 正
<p>介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第151条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p> <p>(4) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 医務室 医療法_____第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な</p>	<p>介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第151条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 病院 栄養士又は_____管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(4) 略</p> <p>9～17 略</p> <p>第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 医務室 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な</p>

現 行	改 正
<p>医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の</p>	<p>医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師<u>及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関</u>との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の</p>

現 行	改 正
<p>管理上支障がない場合は、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第157条第5項に<u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>を記録する</u>こと。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項に<u>規定する</u>苦情の内容等<u>を記録する</u>こと。</p> <p>(7) 第175条第3項に<u>規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録する</u>こと。</p> <p>(<u>協力病院等</u>)</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のために</u>、あらかじめ、<u>協力病院</u> _____ _____を定めておかなければならない。_____ _____</p>	<p>管理上支障がない場合は、_____他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に従事することができる。</p> <p>(計画担当介護支援専門員の責務)</p> <p>第167条 計画担当介護支援専門員は、第158条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第157条第5項の<u>規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行う</u>こと。</p> <p>(6) 第177条において準用する第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等<u>の記録を行う</u>こと。</p> <p>(7) 第175条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>の記録を行う</u>こと。</p> <p>(<u>協力医療機関等</u>)</p> <p>第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため</u>、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> <p>(1) <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が</u></p>

現 行	改 正
<p>2 略</p>	<p><u>相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p>(3) <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p>6 略</p>

現 行	改 正
<p>(記録の整備)</p> <p>第176条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第155条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条に規定する 市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで _____の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用す</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第176条 略</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第155条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第157条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第177条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用す</p>

現 行	改 正
<p>る。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第187条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第3</p>	<p>る。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第168条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第187条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p>6 略</p> <p>(準用)</p> <p>第189条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第3</p>

現 行	改 正
<p>2条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで_____、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条にお</p>	<p>2条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2、第41条、第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで、<u>第106条の2</u>、第153条から第155条まで、第158条、第161条、第163条から第167条まで及び第171条から第176条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第186条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第167条中「第158条」とあるのは「第189条において準用する第158条」と、同条第5号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあるのは「第189条」と、同条第7号中「第175条第3項」とあるのは「第189条において準用する第175条第3項」と、第176条第2項第2号中「第155条第2項」とあるのは「第189条にお</p>

現 行	改 正
<p>いて準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u></p> <p>(5) 略</p> <p>8～14 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の</p>	<p>いて準用する第155条第2項」と、同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第189条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第191条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>8～14 略</p> <p>(管理者)</p> <p>第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の</p>

現 行	改 正
<p>管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等<u>若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等</u>の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u></p> <hr/> <p>_____ 妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____</p> <hr/> <p>_____の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を</u>妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p><u>(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を</p>

現 行	改 正
<p>(7)～(11) 略 (記録の整備)</p> <p>第201条 略</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第197条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況</p>	<p><u>3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(8)～(12) 略 (記録の整備)</p> <p>第201条 略</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第197条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第28条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第40条第2項の規定による事故の状況</p>

現 行	改 正
<p>及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び</p>	<p>及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで、第106条及び第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第202条において準用する第100条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条第1項において同じ。)」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と、第89条及び</p>

現 行	改 正
<p>第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式<u>その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の22、第59条の40、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____により行うことができる。</p> <p>2 略</p>

議案第14号

下妻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

下妻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）により、指定地域密着型介護予防サービスの基準が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下妻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年下妻市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第44条第7項」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第

2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表(1)の項中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、

次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下妻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（第65

条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 施行日から令和7年3月31日までの間は、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和9年3月31日までの間は、新条例第63条の2(第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第63条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

下妻市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>指定介護</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは<u>健康保険</u></p>

現 行	改 正
<p><u>療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)</u>の運営(<u>同条第7項</u> 及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、<u>同一敷地内にある</u>他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交</p>	<p><u>法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設</u></p> <hr/> <p>の運営(<u>第44条第7項</u>及び第71条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。))について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第10条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとするほか、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、_____他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交</p>

現 行	改 正
<p>付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> _____ を _____ をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>前項に規定する重</u></p>	<p>付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u> をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6 略</p> <p>(掲示)</p> <p>第32条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 _____ 重</p>

現 行	改 正
<p>要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条第2項<u>に規定する</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第24条<u>に規定する</u> 市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第36条第2項<u>に規定する</u> 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第37条第2項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 略</p>	<p>要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第21条第2項<u>の規定による</u> 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p><u>(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 第24条<u>の規定による</u> 市への通知に係る記録</p> <p>(5) 第36条第2項<u>の規定による</u> 苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 第37条第2項<u>の規定による</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p>

現 行	改 正
<p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10)～(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に</p>	<p>(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第42条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p><u>(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p><u>(12)～(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 第1号から第14号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に</p>

現 行			改 正		
従事することができる。			従事することができる。		
(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> 又は介護医療院	介護職員	(1) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設_____	介護職員
(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師	(2) 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等の	(1)の項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

現 行	改 正
<p><u>看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)</u>の指定を併せて受け、<u>一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)</u>若しくは<u>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)</u>に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)</u>を行ってはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第53条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身体的拘束等</u> _____を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、<u>介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>

現 行	改 正
<p>(記録の整備)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録</p>	<p><u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><u>第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第64条 略</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第53条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係る記録</p>

現 行	改 正
<p>(6) 次条において準用する第36条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略 (管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略 (管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、こ</p>	<p>(6) 次条において準用する第36条第2項の規定による 苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 略 (管理者)</p> <p>第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2・3 略 (管理者による管理)</p> <p>第79条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、_____当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、こ</p>

現 行	改 正
<p>の限りでない。 (協力医療機関等) 第83条 略</p>	<p>の限りでない。 (協力医療機関等) 第83条 略</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。</u></p> <p><u>(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関(次項において「第2種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。</u></p>

現 行	改 正
<p><u>2・3</u> 略 (記録の整備)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第76条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係</p>	<p><u>5</u> <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>6</u> <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> <p><u>7・8</u> 略 (記録の整備)</p> <p>第85条 略</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第76条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第78条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第24条の規定による市への通知に係</p>

現 行	改 正
<p>る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項に規定する 苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条及び第61条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。)」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指</p>	<p>る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第36条第2項の規定による 苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 略</p> <p>(準用)</p> <p>第86条 第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第59条、第61条及び第63条の2の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第80条に規定する重要事項に関する規程をいう。第32条第1項において同じ。)」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第26条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指</p>

現 行	改 正
<p>定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____により行うことができる。</p> <p>2 略</p>

議案第15号

下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）により、指定介護予防支援等の基準が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年下妻市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第6条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第7条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援

事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第13条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「利用料の支払」を「前条第1項の利用料の支払」に改める。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「次章の規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。）」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第1号中「第33条第13号」を「第33条第14号」に改め、同項第2号エ中「第33条第14号に規定する」を「第33条第15号の規定による」に改め、同号オ中「第33条第15号」を「第33条第16号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条中第14号を削り、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の2を第12号とし、第27号を第28号とし、第21号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の2を第21号の2とし、第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報

について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条中第15号を第16号とし、第14号の2の次に次の1号を加える。

(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第36条第1項中「第33条第25号」を「第33条第26号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第24条第3項(第35条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

現 行	改 正
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員_____の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出が</p>	<p><u>令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p><u>4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合</u></p> <p><u>(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員<u>(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)</u>の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出が</p>

現 行	改 正
<p>あった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u></p> <hr/> <p>を</p> <p>もって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 略</p>	<p>あった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>5～8 略</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらか</u></p>

現 行	改 正
<p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に係る<u>利用料の支払</u>を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(<u>平成11年厚生省令第36号</u>)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章の規定<u>を遵守するよう措置させること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見</p>	<p><u>じめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</u></p> <p>(保険給付の請求のための証明書の交付)</p> <p>第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援に係る<u>前条第1項の利用料の支払</u>を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。</p> <p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則_____第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2章、この章及び次章の規定(<u>第33条第29号の規定を除く。</u>)を遵守するよう措置させること。</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見</p>

現 行	改 正
<p>やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、<u>前項に規定する</u>重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第33条第13号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p>	<p>やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、_____重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第33条第14号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>ア 介護予防サービス計画</p> <p>イ 第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ウ 第33条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録</p>

現 行	改 正
<p>エ <u>第33条第14号に規定する</u> 評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第33条第15号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第18条に規定する</u> 市への通知に係る記録</p> <p>(4) <u>第28条第2項に規定する</u> 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第29条第2項に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(11) 略</p>	<p>エ <u>第33条第15号の規定による</u>評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第33条第16号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3) <u>第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) <u>第18条の規定による</u>市への通知に係る記録</p> <p>(5) <u>第28条第2項の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>(6) <u>第29条第2項の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(2)の2 <u>指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</u></p> <p>(2)の3 <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(11) 略</p>

現 行	改 正
<p><u>(11)の2～(13)</u> 略</p> <p><u>(14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。</u></p> <p>(14)の2 略</p> <p><u>(15) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</u></p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回<u>及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、</u>利用者に面接すること。</p>	<p><u>(12)～(14)</u> 略</p> <p>(14)の2 略</p> <p><u>(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該介護予防サービス計画の目標の達成状況について評価しなければならない。</u></p> <p><u>(16) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</u></p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回_____</p> <p>_____、利用者に面接すること。</p> <p><u>イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。</u></p>

現 行	改 正
<p><u>イ</u> 利用者の居宅を訪問しない月_____において、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、</p>	<p><u>(ア)</u> <u>テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。</u></p> <p><u>(イ)</u> <u>サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</u></p> <p><u>a</u> <u>利用者の心身の状況が安定していること。</u></p> <p><u>b</u> <u>利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。</u></p> <p><u>c</u> <u>担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</u></p> <p><u>ウ</u> <u>サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</u></p> <p><u>エ</u> <u>利用者の居宅を訪問しない月(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)</u>においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、</p>

現 行	改 正
<p>電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p><u>ウ</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 第3号から<u>第12号</u>までの規定は、<u>第13号</u>に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</p> <p><u>(18)～(27)</u> 略</p> <p>(準用)</p> <p>第35条 第2章から前章まで(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、<u>第13条</u>中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当</p>	<p>電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p><u>オ</u> 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 第3号から<u>第13号</u>までの規定は、<u>第14号</u>に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</p> <p><u>(19)～(28)</u> 略</p> <p><u>(29)</u> <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第35条 第2章から前章まで(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、<u>第13条第1項</u>中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者並びに基準該当介護予防支援の事業を行う者及び基準該当</p>

現 行	改 正
<p>介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第25号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>介護予防支援の提供に当たる者(次項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(前条において準用する場合を含む。))及び第33条第26号(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____により行うことができる。</p> <p>2 略</p>

議案第16号

下妻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

下妻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）により、指定居宅介護支援等の基準が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下妻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年下妻市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第13号の2中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項中「講じた措置」を「採った処置」に改める。

第31条第2項第5号中「記録」を「事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「記録」を「苦情の内容等の記録」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の下妻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第24条第3項（第32条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

下妻市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が<u>同一敷地内にある</u>他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ_____、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数</u>のうちに同一の指定居宅サービス事業者</p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理者が_____他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、<u>利用者又はその家族に対し</u>、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

現 行	改 正
<p data-bbox="241 288 1093 416"><u>又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)</u>によって提供されたものが<u>占める割合</u>等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p data-bbox="215 959 338 991"><u>3～5</u> 略</p> <p data-bbox="215 1011 1093 1321"><u>6</u> <u>第4項</u>に規定する承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により、第1項に規定する重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び<u>第4項</u>に規定する承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="241 1342 472 1374">(具体的取扱方針)</p>	<p data-bbox="1173 384 2024 416">_____等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p data-bbox="1146 437 2024 938"><u>3</u> <u>指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)</u>がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。</p> <p data-bbox="1146 959 1270 991"><u>4～6</u> 略</p> <p data-bbox="1146 1011 2024 1321"><u>7</u> <u>第5項</u>に規定する承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により、第1項に規定する重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び<u>第5項</u>に規定する承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p data-bbox="1173 1342 1404 1374">(具体的取扱方針)</p>

現 行	改 正
<p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)～(13) 略</p> <p>(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師若しくは歯科医師</u>又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(14) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回、<u>利用者の居宅を訪問し</u>、利用者に面</p>	<p>第16条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p><u>(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</u></p> <p>(3)～(13) 略</p> <p>(13)の2 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能^{くわう}その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て<u>主治の医師等</u>又は薬剤師に提供するものとする。</p> <p>(14) 介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 少なくとも1月に1回_____、利用者</p>

現 行	改 正
<p>ては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(27) 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、第20条に規定する運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項_____を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、<u>前項に規定する</u>重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>講じた措置</u>について記録しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>ては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(27) 略</p> <p>(揭示)</p> <p>第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、第20条に規定する運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(<u>以下この条において単に「重要事項」という。</u>)を揭示しなければならない。</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、_____重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による揭示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して<u>採った処置</u>について記録しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(記録の整備)</p>

現 行	改 正
<p>第31条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第28条第2項の規定による<u>記録</u></p> <p>(5) 第29条第2項の規定による<u>記録</u></p>	<p>第31条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 第28条第2項の規定による<u>苦情の内容等の記録</u></p> <p>(6) 第29条第2項の規定による<u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</u></p>

議案第17号

下妻市都市公園管理条例の一部改正について

下妻市都市公園管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

現在、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく指定管理者制度により茨城県の指定を受け市が管理している砂沼広域公園のエリアのうち、有料公園施設（テニスコート及び多目的広場）の管理方法が、令和6年度から都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の規定に基づく管理許可制度による管理となり、それ以外の管理が県直営となることに伴い、同法第18条の規定に基づき、当該施設の管理に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市都市公園管理条例の一部を改正する条例

下妻市都市公園管理条例（昭和61年下妻市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

砂沼広域公園	多目的研修館
--------	--------

」を「

砂沼広域公園	多目的研修館 テニスコート 多目的広場
--------	---------------------------

」に改める。

別表第2中「（5月1日から8月31日までの期間は、午後7時まで）」を削り、「

砂沼広域公園	多目的研修館	月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く 毎日	午前9時から午後4時30分まで
--------	--------	---	-----------------

」を「

砂沼広域公園	多目的研修館	月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く 毎日	午前9時から午後4時30分まで
	テニスコート 多目的広場	毎月第1水曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日）並びに1月1日及び12月31日を除く毎日	午前8時30分から午後9時まで

」に改める。

別表第3の4の表中「

砂沼広域公園	多目的研修館研修室	(広間) 9:00~12:00 5,000 13:00~16:30 5,000 9:00~16:30 10,000
	多目的研修館茶室	(小間) 9:00~12:00 2,500 13:00~16:30 2,500 9:00~16:30 5,000
	多目的研修館立札席	9:00~12:00 3,000 13:00~16:30 3,000 9:00~16:30 6,000

」を「

砂沼広域公園	多目的研修館研修室	(広間) 9:00~12:00 5,000 13:00~16:30 5,000 9:00~16:30 10,000
	多目的研修館茶室	(小間) 9:00~12:00 2,500 13:00~16:30 2,500 9:00~16:30 5,000
	多目的研修館立札席	9:00~12:00 3,000 13:00~16:30 3,000 9:00~16:30 6,000
	テニスコート	団体利用料金 8:30~12:00 1面につき 1,040 12:00~17:00 1面につき 1,530 8:30~17:00 1面につき 2,390 1時間までごとに 1面につき 340 個人利用料金 団体利用料金に同じ。

多目的広場	団体利用料金
	8:30～12:00 750
	12:00～17:00 1,040
	8:30～17:00 1,530
	1時間までごとに 280
個人利用料金	
無料	

」に改める。

別表第3の5の表に次のように加える。

砂沼広域公園レンタル	1本	1回 200
テニスラケット		
砂沼広域公園照明	テニスコート	1時間 200
	多目的広場	1時間 450

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

下妻市都市公園管理条例新旧対照表

現 行				改 正			
別表第1(第6条関係) 有料公園施設				別表第1(第6条関係) 有料公園施設			
都市公園名		有料公園施設名		都市公園名		有料公園施設名	
小貝川ふれあい公園		バーベキュー場		小貝川ふれあい公園		バーベキュー場	
		パークゴルフ場				パークゴルフ場	
砂沼広域公園		多目的研修館		砂沼広域公園		多目的研修館	
		_____				テニスコート	
やすらぎの里公園		_____		やすらぎの里公園		多目的広場	
		ふるさと交流館				ふるさと交流館	
別表第2(第6条関係) 有料公園施設の利用日及び利用時間				別表第2(第6条関係) 有料公園施設の利用日及び利用時間			
都市公園名	有料公園施設名	利用日	利用時間	都市公園名	有料公園施設名	利用日	利用時間
小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日)及び12月29日から翌年	午前10時から午後4時30分まで(5月1日から8月31日までの期間は、午後7時まで)	小貝川ふれあい公園	バーベキュー場	月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日)及び12月29日から翌年	午前10時から午後4時30分まで_____

現 行				改 正			
		の1月3日までの日を除く毎日				の1月3日までの日を除く毎日	
	パークゴルフ場	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後4時30分まで(11月1日から3月31日までの期間は、午前9時30分から午後4時まで)		パークゴルフ場	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後4時30分まで(11月1日から3月31日までの期間は、午前9時30分から午後4時まで)
砂沼広域公園	多目的研修館	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後4時30分まで	砂沼広域公園	多目的研修館	月曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、その翌日)及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日	午前9時から午後4時30分まで

現 行				改 正			
					テニスコート 多目的広場	毎月第1水曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる日は、その翌日)並びに1月1日及び12月31日を除く毎日	午前8時30分から午後9時まで
以下略				以下略			
別表第3(第10条関係)				別表第3(第10条関係)			
1～3 略				1～3 略			
4 有料公園施設を利用する場合				4 有料公園施設を利用する場合			
(ア) 普通使用料				(ア) 普通使用料			
都市公園名	有料施設名	使用料(円)		都市公園名	有料施設名	使用料(円)	
中略				中略			
砂沼広域公園	多目的研修館研修室	(広間)		砂沼広域公園	多目的研修館研修室	(広間)	
		9:00～12:00	5,000			9:00～12:00	5,000
13:00～16:30		5,000	13:00～16:30	5,000			
	多目的研修館茶室	9:00～16:30	10,000		多目的研修館茶室	9:00～16:30	10,000
		(小間)				(小間)	
		9:00～12:00	2,500			9:00～12:00	2,500
		13:00～16:30	2,500			13:00～16:30	2,500

現 行			改 正		
		9 : 00 ~ 16 : 30 5,000			9 : 00 ~ 16 : 30 5,000
	多目的研修館立 札席	9 : 00 ~ 12 : 00 3,000		多目的研修館立 札席	9 : 00 ~ 12 : 00 3,000
		13 : 00 ~ 16 : 30 3,000			13 : 00 ~ 16 : 30 3,000
		9 : 00 ~ 16 : 30 6,000			9 : 00 ~ 16 : 30 6,000
			<u>テニスコート</u>	<u>団体利用料金</u> <u>8:30~12:00 1面につき</u> <u>1,040</u> <u>12:00~17:00 1面につき</u> <u>1,530</u> <u>8:30~17:00 1面につき</u> <u>2,390</u> <u>1時間までごとに 1面につ</u> <u>き 340</u> <u>個人利用料金</u> <u>団体利用料金に同じ。</u>	
			<u>多目的広場</u>	<u>団体利用料金</u> <u>8:30~12:00 750</u> <u>12:00~17:00 1,040</u> <u>8:30~17:00 1,530</u> <u>1時間までごとに 280</u> <u>個人利用料金</u> <u>無料</u>	
以下略			以下略		

現 行		改 正	
備考 略 (イ) 特別使用料		備考 略 (イ) 特別使用料	
種別	使用料(円)	種別	使用料(円)
中略		中略	
小貝川ふれあい 公園レンタサイ クル	1台 1回 100	小貝川ふれあい 公園レンタサイ クル	1台 1回 100
		<u>砂沼広域公園レ ンタルテニスラ ケット</u>	<u>1本</u> <u>1回 200</u>
		<u>砂沼広域公園照 明</u>	<u>テニスコー ト</u> <u>1時間 200</u>
			<u>多目的広場</u> <u>1時間 450</u>
備考 略		備考 略	

議案第18号

下妻市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

下妻市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を次のように定める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、下妻市水道事業及び下水道事業において生じた剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

下妻市条例第 号

下妻市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、下妻市水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）において生じた剰余金（利益及び資本剰余金をいう。以下同じ。）の処分等に関し必要な事項を定めることにより、上下水道事業の財政的基盤を確立し、もって上下水道事業の健全な運営に寄与することを目的とする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 上下水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、当該残額の20分の1を下らない金額を減債積立金、利益積立金又は建設改良積立金に積み立てる。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経たときは、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

4 第2項第1号又は第3号に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次の各号の順序とする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法

(2) 前号の方法により処分した後の額の全部又は一部を資本金に組み入れる方法
付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年度の決算から適用する。

議案第 19 号

下妻市水道事業給水条例の一部改正について

下妻市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）による水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正により、厚生労働省が所管している水道整備・管理行政が国土交通省へ移管されることに伴い、引用条文の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市水道事業給水条例の一部を改正する条例

下妻市水道事業給水条例（平成10年下妻市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条、第32条第2項ただし書及び第36条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

下妻市水道事業給水条例新旧対照表

現 行	改 正
<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(給水装置の新設等の申込)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第36条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>

議案第20号

財産の無償譲渡について

下記の財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

記

- 1 譲渡する財産 下妻市立下妻保育園 園舎、附帯工作物一式
所 在 下妻市下妻丙172番地
構 造 鉄骨造平屋建（昭和49年建築）
延床面積 647.21平方メートル

- 2 譲渡の相手方 下妻市本宿町二丁目52番地
社会福祉法人下妻福社会
理事長 土屋文明

- 3 譲渡する日 令和6年4月1日

提案理由

下妻保育園の民営化に当たり、上記法人が建設する新園舎が完成するまでの間、現園舎にて当該法人が保育を実施することから、園児に対する現在の保育環境を維持するため、当該施設を当該法人に無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。

位置図



拡大図



(C) PASCO (C) INCREMENT P

議案第21号

財産の取得について

下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年下妻市条例第5号）第3条の規定により、下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 小学校教師用指導書 |
| 2 取得価格 | 金58,720,420円 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約の相手方 | 下妻市長塚38番地3
株式会社大塚屋書店
代表取締役 塚越 賢次 |

提案理由

小学校教科書の改訂に伴い、下妻市立小学校全校に指導書を整備するため、下妻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 22 号

訴えの提起について

下記の事件について訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

下妻市長 菊池 博

記

1 事件名 所有権移転登記手続請求事件

2 当事者 原告 下妻市

被告 住所 埼玉県川越市字砂 706 番地

名称 エバーソン電機株式会社

3 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地につき、平成 13 年 8 月 31 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

4 訴訟遂行の方針・取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

市は、判決の結果、必要がある場合は控訴し、又は上告することができる。

5 経緯

(1) 被告は、昭和49年12月3日に平成17年改正前商法第406条の3第1項の規定により解散（みなし解散）した電機器具の製造業者であり、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の所有権登記名義人である。

(2) 平成13年8月31日、下妻市は、ソニーイーエムシーエス株式会社（現商号：ソニーグローバルマニュファクチャリング&オペレーションズ株式会社）から、同社の跡地である本件土地を含む土地を贈与された。

しかしながら、同時に贈与された他の土地とは異なり、本件土地は被告名義であった。そのため、本件土地については権利証の引渡しを受けるにとどまり、登記の移転を受けなかった。

(3) この贈与時点でソニーイーエムシーエス株式会社が所有権を有していたことにつき、確たる証拠がない状態である。同社に対して当時の状況を照会したところ、当時の資料が現存せず、詳細は分からないとのことであった。そのため、贈与の有効性について疑義がある状況である。

もともと、本件土地は、同時点から現在に至るまで道路としての用に供され続けており、時効取得が可能な状況となっている。

(4) 今般、市に登記名義がないことにより、本件土地の処分に支障が出ており、市へ名義を移転するための登記手続が必要となっている。

(5) 被告が解散した会社である以上、被告との共同申請による所有権移転登記手続は見込めない。

他方、被告に対して登記手続を命じる判決を得れば、被告の意思が擬制され、市の単独申請による登記手続が可能となる。

(6) そこで、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求め、提訴するものである。

提案理由

市が平成13年8月31日から現在に至るまで道路としての用に供している土地に関し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである。

物 件 目 録

所 在：下妻市長塚字居村
地 番：6 2 7 番 2
地 目：雑種地
地 積：1 2 3 m²

位置図



地番図



議案第 23 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記調書のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

下妻市長 菊池 博

記

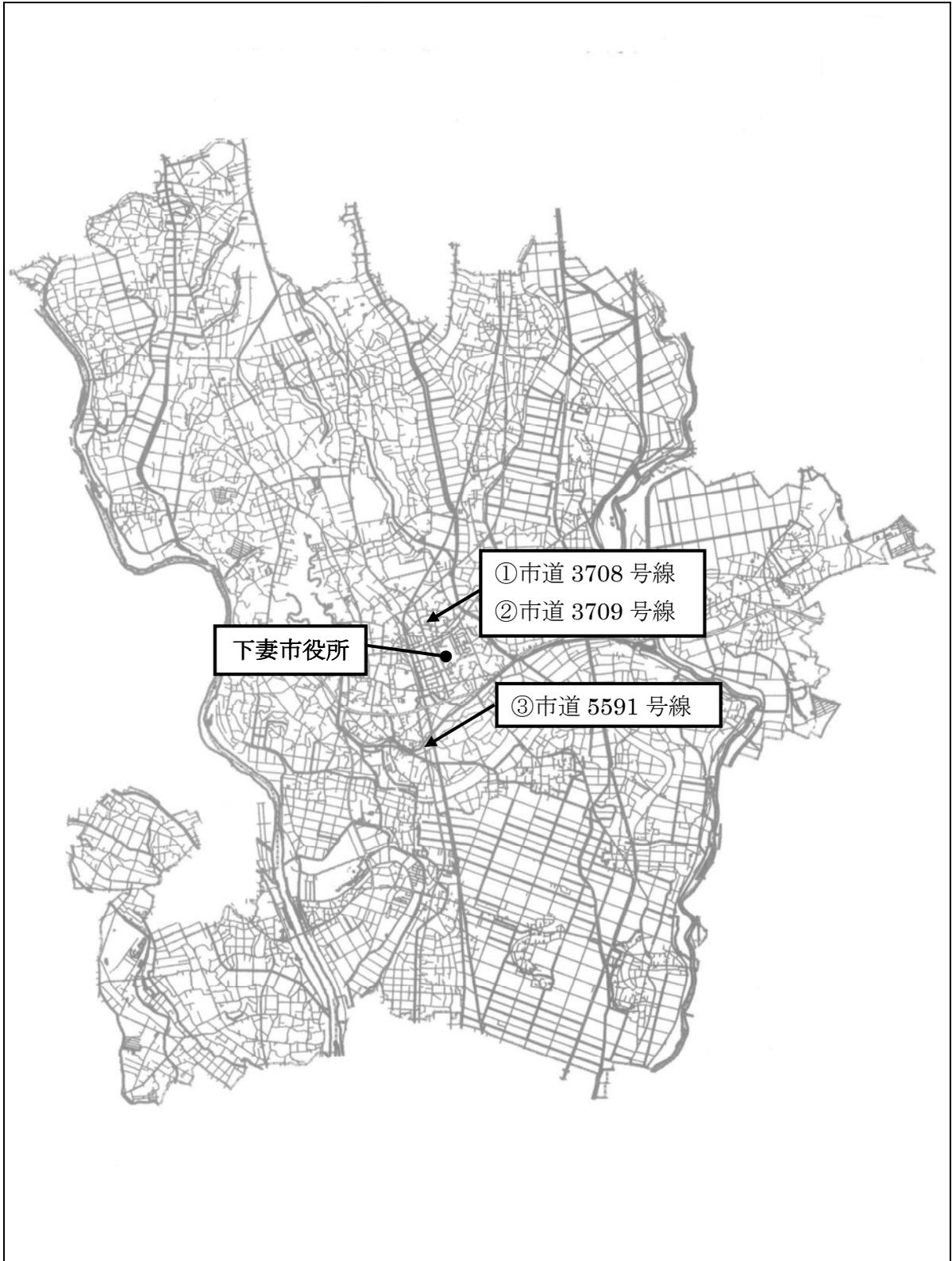
市道路線の認定調書

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
①	3708 号線	下妻乙 935 番 4 地先	4.43~6.81	94.30
		下妻乙 935 番 3 地先		
②	3709 号線	下妻乙 935 番 3 地先	4.00	55.70
		下妻乙 935 番 4 地先		
③	5591 号線	小島 134 番 3 地先	7.00~10.00	2371.29
		加養 3618 番地先		

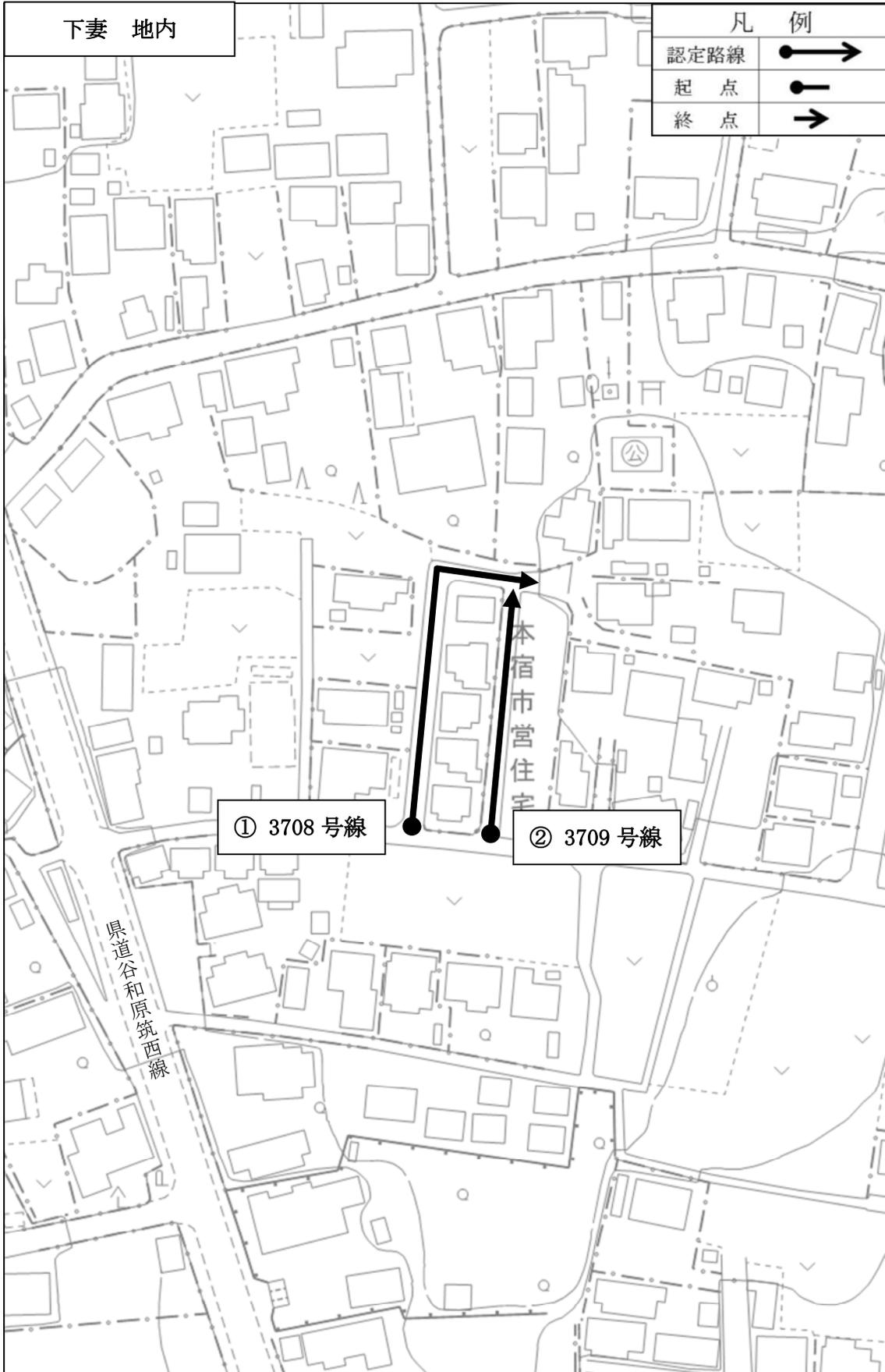
提案理由

下妻地内の旧市営本宿住宅跡地の既存道路 2 路線、小島・古沢・加養地内のふるさと農道整備事業により整備される 1 路線の計 3 路線を市道路線に認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

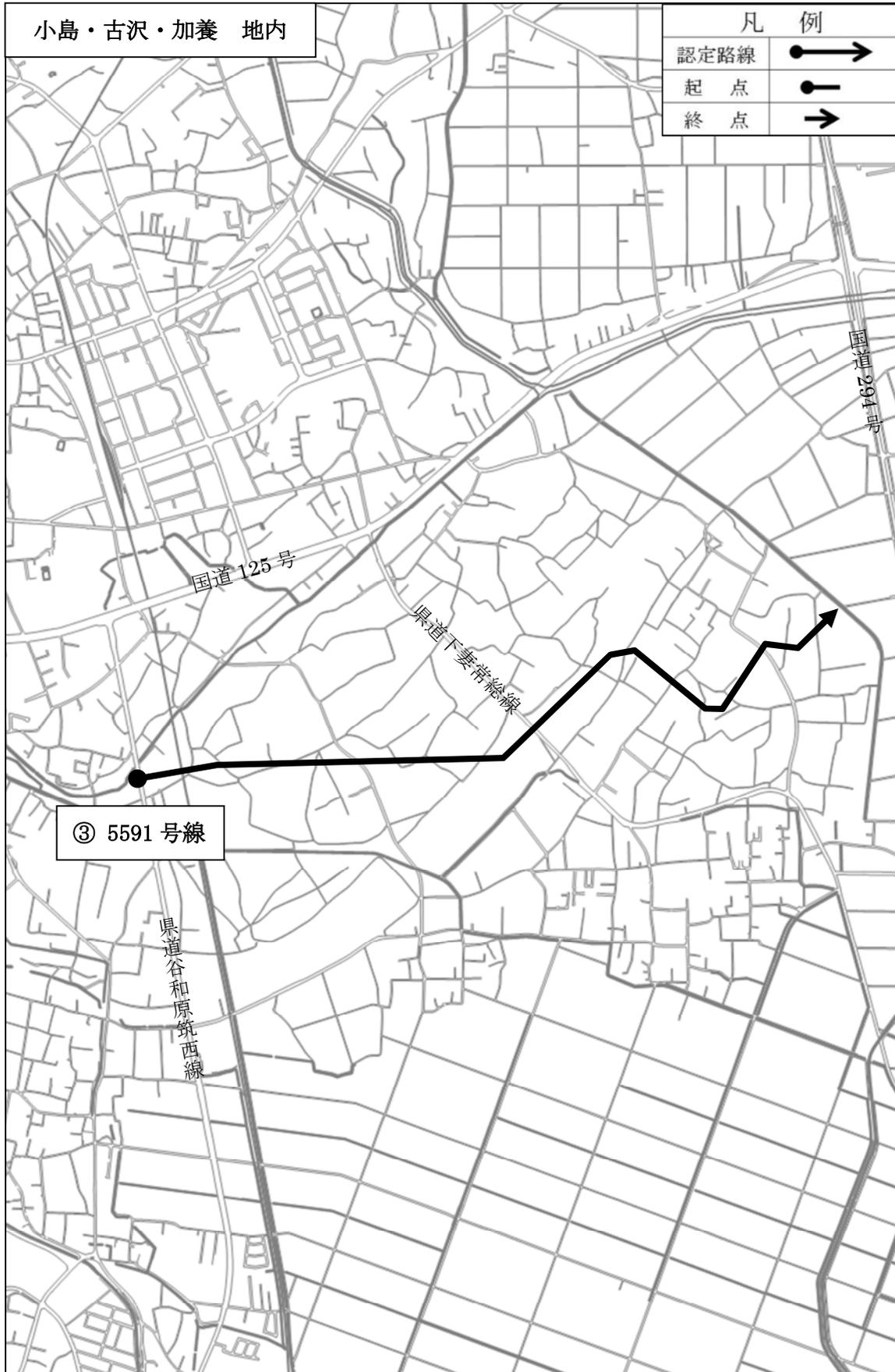
認定路線全体図



認定路線位置図



認定路線位置図



議案第 24 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記調書のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 29 日提出

下妻市長 菊池 博

記

市道路線の廃止調書

位置図	路線名	起 点	幅員(m)	延長(m)
		終 点		
①	8265 号線	大園木 119 番 1 地先	1.60	37.71
		大園木 116 番 2 地先		

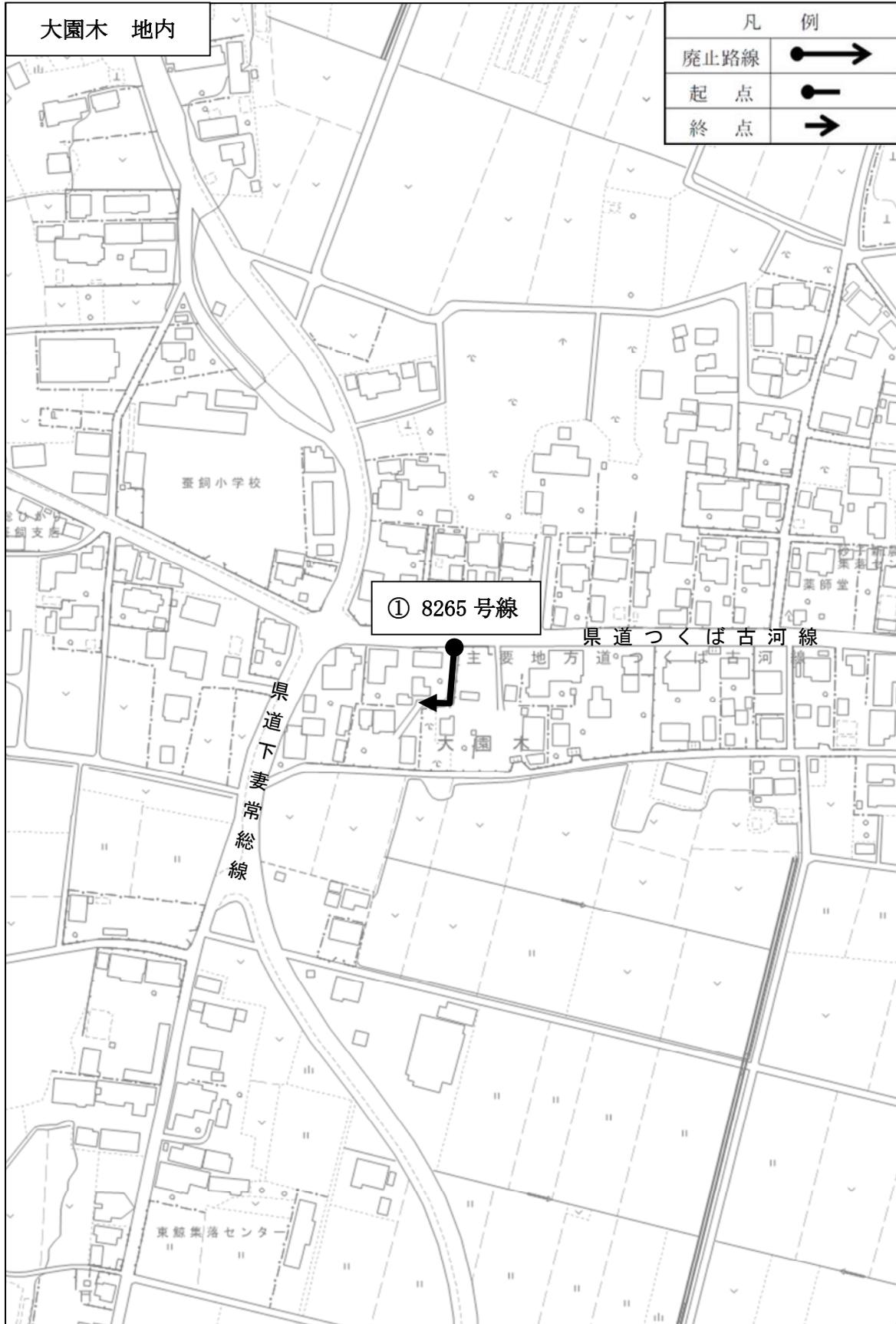
提案理由

私有地部分の市道認定の解除に伴い、大園木地内の 1 市道路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

廃止路線全体図



廃止路線位置図



令和 5 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計
特 別 会 計
国 民 健 康 保 険
後 期 高 齡 者 医 療
介 護 保 険
水 道 事 業

目 次

一般会計補正予算	165
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	170
歳入	172
歳出	178
補正予算給与費明細書	197
補正予算継続費調書	199
補正予算地方債調書	200
国民健康保険特別会計補正予算	201
後期高齢者医療特別会計補正予算	211
介護保険特別会計補正予算	217
水道事業会計補正予算	223

議案第25号

令和5年度下妻市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度下妻市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,553,294千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,372,852千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月29日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		5,818,828	309,618	6,128,446
	1. 市 民 税	2,506,505	173,000	2,679,505
	2. 固 定 資 産 税	2,800,766	136,618	2,937,384
9. 地 方 特 例 交 付 金		36,000	3,095	39,095
	2. 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補てん特別交付金	0	3,095	3,095
10. 地 方 交 付 税		3,200,000	287,056	3,487,056
	1. 地 方 交 付 税	3,200,000	287,056	3,487,056
14. 国 庫 支 出 金		3,249,683	△42,072	3,207,611
	1. 国 庫 負 担 金	2,243,116	△77,848	2,165,268
	2. 国 庫 補 助 金	993,621	35,776	1,029,397
15. 県 支 出 金		1,421,717	△8,698	1,413,019
	1. 県 負 担 金	832,722	△11,259	821,463
	2. 県 補 助 金	475,082	△705	474,377
	3. 委 託 金	113,913	3,266	117,179
16. 財 産 収 入		15,225	7,219	22,444
	2. 財 産 売 払 収 入	60	7,219	7,279
17. 寄 附 金		705,431	505,670	1,211,101
	1. 寄 附 金	705,431	505,670	1,211,101
18. 繰 入 金		1,530,402	△852,672	677,730
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	26,064	5,060	31,124
	2. 基 金 繰 入 金	1,504,338	△857,732	646,606
19. 繰 越 金		705,939	1,146,479	1,852,418
	1. 繰 越 金	705,939	1,146,479	1,852,418
20. 諸 収 入		589,038	367,999	957,037
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	11,776	△440	11,336
	4. 受 託 事 業 収 入	6,126	△3,000	3,126
	5. 雑 入	558,424	371,439	929,863
	1. 市 債	815,900	△170,400	645,500
1. 市 債	815,900	△170,400	645,500	
歳 入 合 計		19,819,558	1,553,294	21,372,852

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		3,423,121	1,682,512	5,105,633
	1. 総 務 管 理 費	2,778,991	1,729,502	4,508,493
	2. 徴 税 費	332,925	60	332,985
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	228,279	△42,840	185,439
	4. 選 挙 費	40,993	△4,210	36,783
3. 民 生 費		7,005,421	△114,904	6,890,517
	1. 社 会 福 祉 費	3,947,363	△14,504	3,932,859
	2. 児 童 福 祉 費	2,244,806	△71,200	2,173,606
	3. 生 活 保 護 費	805,712	△29,200	776,512
4. 衛 生 費		1,509,086	△103,313	1,405,773
	1. 保 健 衛 生 費	630,284	△109,123	521,161
	2. 環 境 保 全 費	174,505	7,710	182,215
	3. 清 掃 費	704,297	△1,900	702,397
6. 農 業 費		762,774	41,890	804,664
	1. 農 業 費	762,774	41,890	804,664
7. 商 工 費		482,486	△244,821	237,665
	1. 商 工 費	482,486	△244,821	237,665
8. 土 木 費		1,687,841	319,980	2,007,821
	1. 土 木 管 理 費	95,853	△4,600	91,253
	2. 道 路 橋 梁 費	636,657	341,430	978,087
	3. 河 川 費	33,775	△500	33,275
	4. 都 市 計 画 費	888,669	△16,350	872,319
9. 消 防 費		778,243	△7,829	770,414
	1. 消 防 費	778,243	△7,829	770,414
10. 教 育 費		2,067,758	△6,160	2,061,598
	1. 教 育 総 務 費	322,579	△9,560	313,019
	2. 小 学 校 費	450,470	△10,000	440,470
	3. 中 学 校 費	185,979	23,600	209,579
	4. 幼 稚 園 費	124,664	△7,000	117,664
	5. 社 会 教 育 費	573,499	△2,000	571,499
	6. 保 健 体 育 費	410,567	△1,200	409,367
12. 公 債 費		1,844,681	△14,061	1,830,620
	1. 公 債 費	1,844,681	△14,061	1,830,620
歳 出 合 計		19,819,558	1,553,294	21,372,852

第 2 表 継 続 費 補 正

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額
2. 総務費	1. 総務管理費	市PR動画制作 業務委託	3,600	5	2,970	3,410	5	2,816
				6	630		6	594
				計	3,600		計	3,410
		デジタル田園都市 国家構想総合戦略 策定支援業務委託	11,600	5	4,250	11,011	5	3,971
				6	7,350		6	7,040
				計	11,600		計	11,011
3. 民生費	2. 児童福祉費	第3期子ども・子育て 支援計画策定支援 業務委託	7,480	5	3,850	6,710	5	3,619
				6	3,630		6	3,091
				計	7,480		計	6,710
10. 教育費	1. 教育総務費	小中学校適正規模 適正配置検討支援 業務委託	17,928	5	9,268	17,490	5	9,020
				6	8,660		6	8,470
				計	17,928		計	17,490

第 3 表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2. 総務費	1. 総務管理費	市有地登記業務委託	2,180
	3. 総務管理費	マイナンバーカード振り仮名・ローマ字等表記改修事業	9,053
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,405
6. 農業費	1. 農業費	温泉貯湯槽更新工事	21,637
		担い手確保・経営強化支援事業補助金	9,419
8. 土木費	2. 道路橋梁費	舗装修繕工事(市道106号線外)	32,000
		道の駅しもつま施設機能改善工事	40,000
		道路改良工事(南部環状線)	19,000
		道路改良工事(市道5315号線外)	343,000
		排水整備工事(市道5006号線外)	10,000
	4. 都市計画費	江連都市下水路事業費負担金	1,680
9. 消防費	1. 消防費	高道祖市民センター防災倉庫設置事業	3,861
10. 教育費	3. 中学校費	千代川中学校特別教室空調設備設置事業	29,700
	5. 社会教育費	千代川公民館空調設備改修事業	63,339

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千代川中学校特別教室空調設備設置事業	24,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公共 団体金融機構資金に ついて利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率)	政府その他の金融機 関の資金について は、その融資条件に よる。ただし、財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借り換え ることができる。

(変更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
農業農村整備事業	千円 15,000	普通貸借 又は 証券発行	%	政府その 他の金融 機関の資 金につい ては、その融 資条件によ る。ただし、 財政の都 合により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、もしくは 繰上償還 又は低利 に借り換え ることがで きる。	千円 32,300	補正前に 同 じ	%	補正前に 同 じ
道路舗装維持 修繕事業	84,600				79,500			
道路整備事業 (南部環状線)	57,300				57,700			
道路整備事業 (市道4093号線)	2,000				1,700			

(廃止)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	備 考
江連都市下水路整備事業	7,500	工事に伴う用地取得に不測の日数を要し、年度内の執行が困難となったことに伴い減額するもの。
臨時財政対策債	200,000	前年度繰越金等の歳入により財源の確保が見込めるため、発行を取りやめるもの。

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第8号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	5,818,828	309,618	6,128,446	28.7
2. 地 方 譲 与 税	239,560		239,560	1.1
3. 利 子 割 交 付 金	2,350		2,350	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	32,110		32,110	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,128		21,128	0.1
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	111,000		111,000	0.5
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,099,696		1,099,696	5.1
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000		14,000	0.1
9. 地 方 特 例 交 付 金	36,000	3,095	39,095	0.2
10. 地 方 交 付 税	3,200,000	287,056	3,487,056	16.3
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,423		3,423	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	82,725		82,725	0.4
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	125,403		125,403	0.6
14. 国 庫 支 出 金	3,249,683	△42,072	3,207,611	15.0
15. 県 支 出 金	1,421,717	△8,698	1,413,019	6.6
16. 財 産 収 入	15,225	7,219	22,444	0.1
17. 寄 附 金	705,431	505,670	1,211,101	5.7
18. 繰 入 金	1,530,402	△852,672	677,730	3.2
19. 繰 越 金	705,939	1,146,479	1,852,418	8.7
20. 諸 収 入	589,038	367,999	957,037	4.5
21. 市 債	815,900	△170,400	645,500	3.0
歳 入 合 計	19,819,558	1,553,294	21,372,852	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	201,076		201,076	0.9
2. 総務費	3,423,121	1,682,512	5,105,633	23.9
3. 民生費	7,005,421	△114,904	6,890,517	32.2
4. 衛生費	1,509,086	△103,313	1,405,773	6.6
5. 労働費	27,066		27,066	0.1
6. 農業費	762,774	41,890	804,664	3.8
7. 商工費	482,486	△244,821	237,665	1.1
8. 土木費	1,687,841	319,980	2,007,821	9.4
9. 消防費	778,243	△7,829	770,414	3.6
10. 教育費	2,067,758	△6,160	2,061,598	9.7
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,844,681	△14,061	1,830,620	8.6
13. 予備費	30,000		30,000	0.1
歳出合計	19,819,558	1,553,294	21,372,852	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源		その他	
国県支出金	地方債		
△4,540		438,841	1,248,211
△50,343		△51,383	△13,178
△55,497		△7,684	△40,132
5,246	17,300	△8,561	27,905
△107,530		△131,611	△5,680
144,959	△12,500	191,171	△3,650
		△2,022	△5,807
16,935	24,800	1,209	△49,104
		△440	△13,621
△50,770	29,600	429,520	1,144,944

2. 歳入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計
2. 法人	458,579	173,000	631,579
計	2,506,505	173,000	2,679,505

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

1. 固定資産税	2,796,050	136,618	2,932,668
計	2,800,766	136,618	2,937,384

(款) 9. 地方特例交付金

(項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	3,095	3,095
--------------------------------	---	-------	-------

(款) 10. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

1. 地方交付税	3,200,000	287,056	3,487,056
----------	-----------	---------	-----------

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	2,137,355	△34,133	2,103,222
-------------	-----------	---------	-----------

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 現年課税分	173,000	法人税割均等割	175,900 増 2,900 減

1. 現年課税分	136,618	土地 家屋 償却資産	11,442 減 11,737 減 159,797 増
----------	---------	------------------	-----------------------------------

1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	3,095	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	
--------------------------------	-------	-----------------------------	--

1. 地方交付税	287,056	普通交付税 震災復興特別交付税	286,156 増 900
----------	---------	--------------------	------------------

1. 社会福祉費負担金	△2,263	保険基盤安定負担金（国保分） 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（被保護者健康管理支援事業費）	1,513 減 750 減
2. 児童福祉費負担金	△24,445	児童手当 児童扶養手当	15,445 減 9,000 減
3. 生活保護費負担金	△7,425	生活扶助費等負担金 介護扶助費等負担金	5,175 減 2,250 減

市民税・固定資産税・新型コロナウイルス感・地方交付税・国庫負担金

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 衛生費国庫負担金	105,761	△43,715	62,046
計	2,243,116	△77,848	2,165,268

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	642,151	△92,718	549,433
2. 民生費国庫補助金	124,420	△655	123,765
3. 衛生費国庫補助金	126,136	△22,317	103,819
4. 土木費国庫補助金	90,670	146,774	237,444
5. 教育費国庫補助金	10,244	4,692	14,936
計	993,621	35,776	1,029,397

(款) 15. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	832,022	△11,259	820,763
------------	---------	---------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 保健衛生費負担金	△43,715	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金減

1. 総務管理費補助金	△90,478	地方創生推進交付金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,815 減 2,693 増 91,356 減
2. 戸籍住民基本台帳費補助金	△2,240	マイナンバーカード交付事務費補助金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	5,100 減 2,860 増
1. 社会福祉費補助金	275	障害者総合支援事業費補助金	
2. 児童福祉費補助金	△750	母子家庭等対策総合支援事業費補助金減	
3. 生活保護費補助金	△180	社会保障・税番号制度システム整備費補助金減	
2. 保健衛生費補助金	△22,317	風しん追加対策費補助金 出産・子育て応援交付金事業補助金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	3,050 減 667 増 19,934 減
1. 道路橋梁費補助金	146,774	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	154,262 増 7,488 減
3. 中学校費補助金	4,692	学校施設環境改善交付金	

1. 社会福祉費負担金	△7,981	保険基盤安定負担金(国保分) 保険基盤安定負担金(後期高齢者分)	3,560 減 4,421 減
2. 児童福祉費負担金	△3,278	児童手当減	

国庫負担金・国庫補助金・県負担金

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
計	832,722	△11,259	821,463

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	33,644	△3,300	30,344
3. 衛生費県補助金	16,394	167	16,561
4. 農業費県補助金	200,673	2,428	203,101
計	475,082	△705	474,377

(款) 15. 県支出金 (項) 3. 委託金

3. 農業費委託金	7,555	2,818	10,373
5. 教育費委託金	0	448	448
計	113,913	3,266	117,179

(款) 16. 財産収入 (項) 2. 財産売払収入

1. 不動産売払収入	10	7,219	7,229
計	60	7,219	7,279

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

2. 総務費寄附金	705,430	505,600	1,211,030
-----------	---------	---------	-----------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
/		

1. 総務管理費補助金	△3,300	わくわく茨城生活実現事業補助金減
1. 保健衛生費補助金	167	出産・子育て応援交付金事業補助金増
1. 農業費補助金	2,428	農林航空防除事業補助金 525 減 新規就農者育成総合対策補助金 5,250 減 担い手確保・経営強化支援事業補助金 9,419 農地利用効率化等支援交付金 1,216 減 計 2,428 増
/		

1. 農業費委託金	2,818	農地利用最適化交付金増
1. 教育総務費委託金	448	部活動指導員配置事業委託金
/		

1. 土地建物売払収入	7,219	土地売払収入増
/		

1. 総務管理費寄附金	505,600	ふるさと下妻寄附金 500,000 増 企業版ふるさと納税寄附金 5,600
-------------	---------	---

県負担金・県補助金・委託金・財産売払収入・寄附金

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
3. 教育費寄附金	0	70	70
計	705,431	505,670	1,211,101

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,000	5,060	6,060
計	26,064	5,060	31,124

(款) 18. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	654,632	△654,632	0
2. 減債基金繰入金	100,000	△100,000	0
3. 庁舎建設基金繰入金	345,243	△16,701	328,542
4. 地域振興基金繰入金	66,377	△3,408	62,969
5. ふるさと下妻基金繰入金	265,000	△31,437	233,563
6. 地域福祉基金繰入金	50,000	△50,000	0
7. ビアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金繰入金	18,282	△281	18,001
8. 森林環境譲与税基金繰入金	4,804	△1,273	3,531
計	1,504,338	△857,732	646,606

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 保健体育費寄附金	70	スポーツ振興寄附金

1. 後期高齢者医療特別会計繰入金	5,060	後期高齢者医療特別会計繰入金増
-------------------	-------	-----------------

1. 財政調整基金繰入金	△654,632	財政調整基金繰入金減
1. 減債基金繰入金	△100,000	減債基金繰入金減
1. 庁舎建設基金繰入金	△16,701	庁舎建設基金繰入金減
1. 地域振興基金繰入金	△3,408	地域振興基金繰入金減
1. ふるさと下妻基金繰入金	△31,437	ふるさと下妻基金繰入金減
1. 地域福祉基金繰入金	△50,000	地域福祉基金繰入金減
1. ビアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金繰入金	△281	ビアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金繰入金減
1. 森林環境譲与税基金繰入金	△1,273	森林環境譲与税基金繰入金減

寄附金・特別会計繰入金・基金繰入金

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	705,939	1,146,479	1,852,418

(款) 20. 諸収入

(項) 3. 貸付金元利収入

3. 災害援護資金貸付金 元利収入	3,537	△440	3,097
計	11,776	△440	11,336

(款) 20. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

1. 衛生費受託事業収入	6,126	△3,000	3,126
--------------	-------	--------	-------

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

2. 雑入	558,383	371,439	929,822
-------	---------	---------	---------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	1,146,479	前年度繰越金増

1. 災害援護資金貸付金 元利収入	△440	災害援護資金貸付金 元金収入減
----------------------	------	--------------------

1. 衛生費受託事業収入	△3,000	保健事業・介護予防等一体的事業受託金減
--------------	--------	---------------------

1. 総務費雑入	265,225	縣市町村振興協会交付金 1,314 増 土地開発基金廃止に伴う受入金 100,000 義務教育施設整備事業基金廃止に伴う受入金 97,895 庁舎建設基金廃止に伴う受入金 66,016 計 265,225 増
2. 民生費雑入	39,665	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金
3. 衛生費雑入	△3,184	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 2,734 減 大腸がん集団検診個人負担金 150 減 胃がん集団検診個人負担金 50 減 前立腺がん検診個人負担金 10 減 肝炎ウイルス検診個人負担金 20 減 基本健診個人負担金 45 減 結核・肺がん集団検診個人負担金 160 減 胃がんリスク検査個人負担金 15 減 計 3,184 減
6. 土木費雑入	198,533	市道整備開発公社負担金増
9. 商工費雑入	△128,800	プレミアム付商品券販売収入減

繰越金・貸付金元利収入・受託事業収入・雑入

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
計	558,424	371,439	929,863

(款) 21. 市債

(項) 1. 市債

3. 農業債	33,900	17,300	51,200
4. 土木債	193,300	△12,500	180,800
5. 教育債	148,400	24,800	173,200
6. 臨時財政対策債	200,000	△200,000	0
計	815,900	△170,400	645,500

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

1. 農業債	17,300	農業農村整備事業債増
1. 道路橋梁債	△5,000	道路舗装維持修繕事業債 5,100 減 道路整備事業債 (南部環状線) 400 増 道路整備事業債 (市道4093号線) 300 減
2. 都市計画債	△7,500	江連都市下水路整備事業債減
3. 中学校債	24,800	千代川中学校特別教室空調設備設置事業債
1. 臨時財政対策債	△200,000	臨時財政対策債減

3. 歳出
(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	690,247	△3,050	687,197			
4. 企画費	732,651	274,015	1,006,666	△2,500		△9,163

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
△3,050	1. 報酬	△8,000	02 職員人件費	6,950
			3 職員手当等	6,950
	3. 職員手当等	5,950	退職手当特別負担金増	
			04 総務事務経費	△10,000
	4. 共済費	△1,000	1 報酬	△8,000
			会計年度任用職員報酬減	
			3 職員手当等	△1,000
			会計年度任用職員期末手当減	
			4 共済費	△1,000
			社会保険料減	
285,678	7. 報償費	144,874	01 企画調整費	△3,796
			12 委託料	△279
	10. 需用費	735	デジタル田園都市国家構想総合戦略策定 支援業務委託料減	
	11. 役務費	49,079	18 負担金補助及び交付金	△3,517
			わくわく茨城生活実現事業補助金	3,467 減
	12. 委託料	23,702	つくば地域図柄入りナンバー推進協議会 負担金	50 減
	13. 使用料及び 賃借料	72,213	02 ふるさと納税推進経費	299,708
			7 報償費	150,000
			寄附謝礼増	
	18. 負担金補助 及び交付金	△16,588	10 需用費	935
			消耗品費増	
			11 役務費	49,079
			郵送料	28,421 増
			PR広告宣伝費	5,874 増
			手数料	14,784 増
			12 委託料	27,481
			ふるさと納税収納業務委託料増	
			13 使用料及び賃借料	72,213
			ふるさと納税受付システム使用料増	
			03 地域おこし協力隊事業費	△15,496
			7 報償費	△5,126
			隊員謝礼減	
			12 委託料	△3,000
			地域おこし協力隊募集委託料減	

総務管理費

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5. 基金費	275,613	1,476,911	1,752,524			463,911
6. 電算費	361,319	△15,420	345,899			△9,698
7. 公平委員会費	404	△13	391			

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			18 負担金補助及び交付金 △7,370 活動費補助金 5,370 減 起業・事業承継費補助金 2,000 減 04 公共交通対策経費 △5,411 18 負担金補助及び交付金 △5,411 地域公共交通実証実験タクシー利用補助 金減 05 マイナポイント事業費 △200 10 需用費 △200 印刷製本費減 07 DX推進経費 △500 12 委託料 △500 DX推進支援業務委託料減 09 市民協働推進経費 △290 18 負担金補助及び交付金 △290 市民協働のまちづくり推進交付金減
1,013,000	24. 積立金	1,476,911	01 基金積立金 1,476,911 24 積立金 1,476,911 財政調整基金積立 800,000 減債基金積立 213,000 ふるさと下妻基金積立 200,000 増 公共施設等マネジメント基金積立 263,911
△5,722	12. 委託料	△7,420	01 電算管理経費 △15,420 12 委託料 △7,420 端末・サーバ機器データ消去委託料 2,420 減 基幹系システム移設委託料 4,000 減 基幹系システム標準化移行支援業務委託 料 1,000 減 13 使用料及び賃借料 △8,000 グループウェア関連使用料減
△13	18. 負担金補助 及び交付金	△13	01 公平委員会事務経費 △13 18 負担金補助及び交付金 △13 県公平委員会連合会費減

総務管理費

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
12. 庁舎等建設事業費	322,263	△3,341	318,922			△4,422
13. 諸費	175,775	400	176,175			
計	2,778,991	1,729,502	4,508,493	△2,500		440,628

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	210,477	60	210,537			
計	332,925	60	332,985			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	176,693	△45,700	130,993	△4,900		△27
--------------	---------	---------	---------	--------	--	-----

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
1,081	12. 委託料	△341	01 庁舎等建設事業費 △3,341 12 委託料 △341
	14. 工事請負費	△3,000	太陽光発電設備使用前自己確認業務委託料減 △3,000 14 工事請負費 諸工事減
400	22. 償還金、利子及び割引料	400	02 過年度返還金 400 22 償還金、利子及び割引料 400 過年度国県支出金その他返還金増
1,291,374			

60	8. 旅費	60	02 徴税総務事務経費 60 8 旅費 60 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
60			

△40,773	2. 給料	△23,900	01 職員人件費 △40,800 2 給料 △23,900
	3. 職員手当等	△12,200	給料減 △12,200 3 職員手当等 △12,200
	4. 共済費	△4,700	扶養手当 300 減 期末手当 4,600 減
	10. 需用費	△4,000	勤勉手当 4,600 減 退職手当負担金 2,700 減
	11. 役務費	△900	4 共済費 △4,700 職員共済組合負担金減
			03 マイナンバーカード普及促進事業費 △4,900 10 需用費 △4,000

総務管理費・徴税費・戸籍住民基本台帳費

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 戸籍住民基本台帳電算費	51,586	2,860	54,446	2,860		△1,760
計	228,279	△42,840	185,439	△2,040		△1,787

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

3. 諸選挙費	31,485	△4,210	27,275			
計	40,993	△4,210	36,783			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			マイナンバーカード取得促進消耗品費減 11 役務費 郵便料減 △900
1,760	12. 委託料	2,860	01 戸籍住民基本台帳電算経費 2,860 12 委託料 2,860 住基システム改修委託料 660 増 戸籍附票システム改修委託料 2,200 増
△39,013			

△4,210	1. 報酬	△126	01 市議会議員一般選挙費 △4,210 1 報酬 △126
	10. 需用費	△415	委員長 51 減 委員 75 減 10 需用費 △415 消耗品費 56 減 燃料費 219 減 食糧費 14 減 印刷製本費 126 減
	11. 役務費	△279	11 役務費 △279 郵便料 183 減 手数料 96 減
	12. 委託料	△94	12 委託料 △94 期日前投票受付業務委託料 3 減 投票所入場券作成委託料 91 減
	13. 使用料及び賃借料	△18	13 使用料及び賃借料 △18 投票所その他借上料減
	18. 負担金補助及び交付金	△3,278	18 負担金補助及び交付金 △3,278 選挙運動公営費減
△4,210			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 社会福祉 総務費	950,957	△3,190	947,767	△9,369		
2. 高齢福祉費	740,755	△4,000	736,755			△50,383

(単位 千円)

訳	節		説 明	
	区 分	金 額		
一般財源				
6,179	1. 報酬	△2,000	02 社会福祉総務事務経費	△1,500
	10. 需用費	△248	12 委託料 避難行動要支援者個別支援計画作成業務 委託料減	△1,500
	11. 役務費	△795	03 生活困窮者自立支援事業費	4,383
	12. 委託料	2,808	12 委託料 生活困窮者自立相談支援事業委託料	4,383
	13. 使用料及び 賃借料	△68	子どもの学習支援事業委託料	2,872 増
	19. 扶助費	△1,110	就労準備支援事業委託料	180 増
	27. 繰出金	△1,777	家計改善支援事業委託料	709 増
			05 国民健康保険特別会計繰出	△1,777
			27 繰出金	△1,777
			普通分	3,372 増
			保険基盤安定分(保険税軽減分)	3,739 減
			保険基盤安定分(保険者支援分)	2,948 減
			財政安定化支援事業分	1,617 増
			未就学児均等割保険税分	203 減
			産前産後保険税分	124
			06 低所得世帯支援給付金事業	△4,296
			1 報酬	△2,000
			会計年度任用職員報酬減	
			10 需用費	△248
			消耗品費	185 減
			印刷製本費	63 減
			11 役務費	△795
			郵便料	698 減
			手数料	97 減
			12 委託料	△75
			封入封緘等業務委託料減	
			13 使用料及び賃借料	△68
			事務用機器使用料減	
			19 扶助費	△1,110
			低所得世帯支援給付金減	
46,383	19. 扶助費	△4,000	03 高齢福祉扶助経費	△4,000
			19 扶助費	△4,000
			老人保護措置扶助費減	

社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
4. 障害福祉費	1,228,786	550	1,229,336	275		△1,000
6. 後期高齢者医療費	659,258	△7,864	651,394	△4,421		
計	3,947,363	△14,504	3,932,859	△13,515		△51,383

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	2,018,978	△50,000	1,968,978	△28,473		
2. 児童福祉施設費	225,828	△21,200	204,628			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
1,275	12. 委託料	550	02 障害者自立支援給付事業費 550 12 委託料 550 障害者総合支援システム改修業務委託料
△3,443	18. 負担金補助及び交付金	△1,970	01 後期高齢者医療事務経費 △1,970 18 負担金補助及び交付金 △1,970 広域連合共通経費負担金減
	27. 繰出金	△5,894	02 後期高齢者医療特別会計繰出 △5,894 27 繰出金 △5,894 保険基盤安定分減
50,394			

△21,527	19. 扶助費	△50,000	03 児童手当支給経費 △22,000 19 扶助費 △22,000 被用者(0~3歳未満) 5,000 減 非被用者(0~3歳未満) 1,000 減 被用者(3歳~小学校修了前) 5,000 減 非被用者(3歳~小学校修了前) 5,000 減 被用者(中学生) 4,000 減 非被用者(中学生) 1,000 減 特例給付 1,000 減 04 ひとり親家庭支援給付経費 △28,000 19 扶助費 △28,000 児童扶養手当 27,000 減 ひとり親家庭等高等職業訓練促進費 1,000 減
△21,200	1. 報酬	△14,000	01 職員人件費 △3,700
	2. 給料	△3,200	2 給料 △3,200 給料減
	3. 職員手当等	△1,000	3 職員手当等 △500 勤勉手当減
			02 下妻保育園運営経費 △7,000

社会福祉費・児童福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	2,244,806	△71,200	2,173,606	△28,473		

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護 総務費	121,738	△19,300	102,438	△930		
----------------	---------	---------	---------	------	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	4. 共済費	△2,000	1 報酬 会計年度任用職員報酬減 △5,000
	10. 需用費	△1,000	4 共済費 社会保険料減 △1,000
			10 需用費 給食用賄材料費減 △1,000
			03 きぬ保育園運営経費 △10,500
			1 報酬 会計年度任用職員報酬減 △9,000
			3 職員手当等 会計年度任用職員期末手当減 △500
			4 共済費 社会保険料減 △1,000
△42,727			

△18,370	1. 報酬	△400	01 職員人件費 2 給料 給料減 △10,300	△17,500
	2. 給料	△10,300	3 職員手当等 扶養手当 600 減 期末手当 1,800 減	
	3. 職員手当等	△5,200	勤勉手当 1,500 減 退職手当負担金 1,300 減	
	4. 共済費	△2,000	4 共済費 職員共済組合負担金減 △2,000	
	12. 委託料	△1,220	02 生活保護総務事務経費 1 報酬 会計年度任用職員報酬 2人分減 △400	△1,800
	13. 使用料及び 賃借料	△180	12 委託料 被保護者健康管理支援事業委託料 1,000 減 生活保護システム標準化移行支援委託料 220 減	
			13 使用料及び賃借料 医療扶助オンラインシステム使用料減 △180	

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 扶助費	683,974	△9,900	674,074	△7,425		
計	805,712	△29,200	776,512	△8,355		

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	146,218	△13,200	133,018			△2,855
2. 予防費	334,846	△90,948	243,898	△66,699		

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
△2,475	19. 扶助費	△9,900	01 生活保護扶助費 19 扶助費	△9,900 △9,900
			住宅扶助費	2,000 減
			介護扶助費	3,000 減
			葬祭扶助費	1,000 減
			施設事務費	3,000 減
			日常生活支援委託事務費	900 減
△20,845				

△10,345	1. 報酬	△2,100	01 職員人件費	△9,800
			2 給料	△6,700
			給料減	
			3 職員手当等	△2,200
			期末手当	900 減
			勤勉手当	900 減
			退職手当負担金	400 減
			4 共済費	△900
			職員共済組合負担金減	
	13. 使用料及び賃借料	△500	02 保健衛生総務事務経費	△3,400
			1 報酬	△2,100
			健康づくり推進協議会委員	100 減
			会計年度任用職員報酬	2,000 減
			3 職員手当等	△800
			会計年度任用職員期末手当減	
			13 使用料及び賃借料	△500
			複合機使用料減	
△24,249	1. 報酬	△2,200	01 予防接種事務経費	△27,100
			11 役務費	△300
			風しん追加対策国保連審査事務手数料減	
	11. 役務費	△7,147		
			12 委託料	△26,800
			A類疾病予防接種委託料	18,000 減
			B類疾病予防接種委託料	3,400 減
	12. 委託料	△81,402		

生活保護費・保健衛生費

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 母子衛生費	74,717	△200	74,517	834		
4. 保健対策推進費	73,737	△4,445	69,292			△595

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	19. 扶助費	△199	風しん抗体検査委託料 5,000 減 風しん追加対策クーポン券作成委託料 400 減 02 新型コロナウイルスワクチン接種事業 △43,715 12 委託料 △43,715 医療機関個別接種委託料 42,000 減 集団接種医療従事者等派遣委託料 1,715 減 03 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 △20,133 1 報酬 △2,200 会計年度任用職員報酬減 11 役務費 △6,847 郵便料 3,599 減 電話料 749 減 支払代行手数料 2,499 減 12 委託料 △10,887 接種券等作成・封入委託料 887 減 コールセンター等業務委託料 10,000 減 19 扶助費 △199 高齢者等タクシー利用助成金減
△1,034	12. 委託料	△1,000	01 母子衛生事務経費 △1,200 12 委託料 △1,000 妊婦・乳児健康診査委託料減 18 負担金補助及び交付金 △200 母子保健推進員協議会補助金減 02 下妻うえるかむベビー応援事業 1,000 19 扶助費 1,000 出産・子育て応援給付金増
	18. 負担金補助及び交付金	△200	
	19. 扶助費	1,000	
△3,850	7. 報償費	△100	01 保健対策推進事務経費 △2,300 12 委託料 △2,070 健康増進計画・食育推進計画策定業務委託料減 18 負担金補助及び交付金 △230 脳検診補助金 150 減
	11. 役務費	△45	
	12. 委託料	△4,070	

保健衛生費

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
5. 保健センター 管理費	766	△330	436			
計	630,284	△109,123	521,161	△65,865		△3,450

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 環境保全費

2. 環境衛生費	83,769	10,368	94,137	10,368		
4. 地球温暖化 対策費	20,198	△2,658	17,540			△3,734
計	174,505	7,710	182,215	10,368		△3,734

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	18. 負担金補助 及び交付金	△230	禁煙外来治療費助成金 80 減 03 各種検診事業費 △2,000 12 委託料 △2,000 各種検診委託料減 04 保健事業・介護予防等一体的事業 △145 7 報償費 △100 健康教室等報償金減 11 役務費 △45 情報提供手数料減
△330	10. 需用費	△260	01 保健センター管理経費 △330 10 需用費 △260 光熱水費減 11 役務費 △60 電信電話料減 13 使用料及び賃借料 △10 下水道使用料減
	11. 役務費	△60	
	13. 使用料及び 賃借料	△10	
△39,808			

	27. 繰出金	10,368	03 水道事業会計繰出 10,368 27 繰出金 10,368 水道事業会計繰出金増
1,076	12. 委託料	△1,658	01 地球温暖化対策経費 △2,658 12 委託料 △1,658 公共施設再エネ設備導入実施設計業務委 託料減 18 負担金補助及び交付金 △1,000 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入 支援補助金減
	18. 負担金補助 及び交付金	△1,000	
1,076			

保健衛生費・環境保全費

(款) 4. 衛生費

(項) 3. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 清掃総務費	20,351	△900	19,451			
2. ごみ処理費	595,442	△1,000	594,442			△500
計	704,297	△1,900	702,397			△500

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	69,855	2,439	72,294	2,818		
3. 農業振興費	189,281	22,451	211,732	2,428		△8,561
5. 農地費	335,778	17,000	352,778		17,300	

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
△900	2. 給料	△600	01 職員人件費 △900 2 給料 △600
	3. 職員手当等	△300	給料減 3 職員手当等 △300 期末手当減
△500	10. 需用費	△1,000	01 ごみ処理事務経費 △1,000 10 需用費 △1,000 消耗品費減
△1,400			

△379	1. 報酬	2,439	02 農業委員等報酬経費 2,439 1 報酬 2,439 農業委員会 会長 81 増 農業委員会 会長職務代理者 81 増 農業委員会 委員 1,382 増 農地利用最適化推進委員 895 増
28,584	14. 工事請負費	21,637	02 ビアスパークしもつま管理経費 21,637 14 工事請負費 21,637 温泉貯湯槽更新工事
	18. 負担金補助及び交付金	814	04 農業団体等育成支援経費 814 18 負担金補助及び交付金 814 新規就農者育成総合対策補助金 5,250 減 担い手確保・経営強化支援事業補助金 9,419 農地利用効率化等支援交付金 1,216 減 農林航空防除事業補助金 2,139 減
△300	18. 負担金補助及び交付金	17,000	03 土地改良事業費 17,000 18 負担金補助及び交付金 17,000 総上・豊加美地区県営ほ場整備事業負担金増

清掃費・農業費

(款) 6. 農業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	762,774	41,890	804,664	5,246	17,300	△8,561

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

1. 商工総務費	62,900	△772	62,128			△530
2. 商工振興費	389,807	△241,774	148,033	△107,530		△129,900

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
27,905			

△242	12. 委託料	△420	02 商工総務事務経費	△40
			12 委託料	△40
	14. 工事請負費	△352	消費生活展実施委託料減	
			03 消費生活センター運営経費	△732
			12 委託料	△380
			端末移設委託料減	
			14 工事請負費	△352
			回線移設工事減	
△4,344	10. 需用費	△924	02 融資対策経費	△4,800
			18 負担金補助及び交付金	△4,800
	11. 役務費	△6,680	中小企業事業資金補助金 利子補給	1,800 減
			中小企業事業資金補助金 斡旋金融保証料	3,000 減
	12. 委託料	△15,040	03 中小企業等光熱費高騰対策支援事業	△8,250
			18 負担金補助及び交付金	△8,250
			中小企業等光熱費高騰対策支援金減	
	18. 負担金補助及び交付金	△219,130	04 子育て世帯応援商品券配布事業	△7,924
			10 需用費	△324
			消耗品費減	
			11 役務費	△2,460
			郵便料減	
			12 委託料	△5,140
			子育て世帯応援商品券発行事業委託料減	
			05 プレミアム付商品券発行事業費	△220,800
			10 需用費	△600
			消耗品費減	
			11 役務費	△4,220
			郵便料	4,200 減
			手数料	20 減
			12 委託料	△9,900

農業費・商工費

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 観光費	29,779	△2,275	27,504			△1,181
計	482,486	△244,821	237,665	△107,530		△131,611

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	95,853	△4,600	91,253			
----------	--------	--------	--------	--	--	--

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

2. 道路維持費	278,434	△10,170	268,264	△7,075	△5,100	△4,122
----------	---------	---------	---------	--------	--------	--------

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			プレミアム付商品券発行事業委託料減 18 負担金補助及び交付金 プレミアム付商品券発行事業交付金減 △206,080
△1,094	10. 需用費	△800	02 県観光キャンペーン推進事業 △2,275 10 需用費 △800 消耗品費 450 減 燃料費 50 減 印刷製本費 300 減 11 役務費 △300 その他保険料減 12 委託料 △1,000 イベント実施委託料減 13 使用料及び賃借料 △175 会場借上料減
	11. 役務費	△300	
	12. 委託料	△1,000	
	13. 使用料及び賃借料	△175	
△5,680			

△4,600	2. 給料	△2,600	01 職員人件費 △4,600 2 給料 △2,600 給料減 3 職員手当等 △1,500 期末手当 700 減 勤勉手当 500 減 退職手当負担金 300 減 4 共済費 △500 職員共済組合負担金減
	3. 職員手当等	△1,500	
	4. 共済費	△500	

6,127	1. 報酬	△500	01 道路維持総務経費 △1,000 1 報酬 △500
-------	-------	------	---

商工費・土木管理費・道路橋梁費

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. 道路新設改良費	303,670	351,600	655,270	153,849	100	198,533
計	636,657	341,430	978,087	146,774	△5,000	194,411

(款) 8. 土木費

(項) 3. 河川費

1. 河川総務費	13,283	△500	12,783			
計	33,775	△500	33,275			

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

1. 都市計画総務費	628,863	△5,600	623,263			
------------	---------	--------	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	4. 共済費	△500	会計年度任用職員報酬減 4 共済費 △500
	12. 委託料	△6,170	社会保険料減 02 道路維持経費 △9,170
	14. 工事請負費	△3,000	12 委託料 △6,170 測量委託料減 14 工事請負費 △3,000 路面再生工事減
△882	14. 工事請負費	364,000	02 道路新設改良経費 351,600 14 工事請負費 364,000
	16. 公有財産購入費	△10,000	道路改良及び舗装等工事増 16 公有財産購入費 △10,000
	21. 補償、補填及び賠償金	△2,400	道路用地購入費減 21 補償、補填及び賠償金 △2,400 物件移転その他補償費減
5,245			

△500	14. 工事請負費	△500	01 河川総務事務経費 △500 14 工事請負費 △500 河川整備工事減
△500			

△5,600	2. 給料	△3,000	01 職員人件費 △5,600 2 給料 △3,000
	3. 職員手当等	△1,800	給料減 3 職員手当等 △1,800
	4. 共済費	△800	扶養手当 300 減 期末手当 600 減

道路橋梁費・河川費・都市計画費

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 都市下水路費	20,882	△6,720	14,162		△7,500	
5. Waiwai ドーム しもつま 管理費	25,232	△400	24,832			△1,425
6. 砂沼戦略 推進費	11,592	△3,630	7,962	△1,815		△1,815
計	888,669	△16,350	872,319	△1,815	△7,500	△3,240

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

1. 常備消防費	591,292	△7,869	583,423			
2. 非常備消防費	51,373	40	51,413			
3. 消防施設費	43,315	0	43,315			△748
5. 防災費	77,731	0	77,731			△1,274
計	778,243	△7,829	770,414			△2,022

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
			勤勉手当 500 減 退職手当負担金 400 減 4 共済費 △800 職員共済組合負担金減
780	18. 負担金補助 及び交付金	△6,720	01 都市下水路管理経費 △6,720 18 負担金補助及び交付金 △6,720 江連都市下水路事業費負担金減
1,025	1. 報酬	△400	01 Waiwaiドームしもつま管理運営 経費 △400 1 報酬 △400 会計年度任用職員報酬減
	12. 委託料	△3,630	01 砂沼戦略推進事業 △3,630 12 委託料 △3,630 まちメディア構築業務委託料減
△3,795			

△7,869	18. 負担金補助 及び交付金	△7,869	01 広域行政経費 △7,869 18 負担金補助及び交付金 △7,869 茨城西南地方広域市町村圏事務組合負担 金減
40	9. 交際費	40	01 非常備消防経費 40 9 交際費 40 団長交際費増
748			
1,274			
△5,807			

都市計画費・消防費

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
2. 事務局費	186,591	△1,000	185,591			△143
3. 教育指導費	133,751	△8,560	125,191	448		426
計	322,579	△9,560	313,019	448		283

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 学校管理費	435,190	△10,000	425,190			
計	450,470	△10,000	440,470			

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
△857	1. 報酬	△1,000	03 事務局運営経費	△1,000
			1 報酬	△1,000
			会計年度任用職員報酬減	
△9,434	1. 報酬	△6,000	02 教育指導充実経費	△5,074
			1 報酬	△3,000
			会計年度任用職員報酬減	
	3. 職員手当等	△500	3 職員手当等	△500
			会計年度任用職員期末手当減	
	7. 報償費	△486	18 負担金補助及び交付金	△1,574
			あわら市との教育交流事業補助金	264 減
			英語検定料補助事業補助金	477 減
			中学生英語キャンプ補助金	833 減
	18. 負担金補助及び交付金	△1,574	03 スクールサポートセンター運営経費	△3,000
			1 報酬	△3,000
			会計年度任用職員報酬減	
			04 地域部活動運営経費	△486
			7 報償費	△486
			部活動指導員報償金減	
△10,291				

△10,000	1. 報酬	△3,000	01 学校管理運営経費	△10,000
			1 報酬	△3,000
			会計年度任用職員報酬減	
	3. 職員手当等	△1,000	3 職員手当等	△1,000
			会計年度任用職員期末手当減	
	4. 共済費	△6,000	4 共済費	△6,000
			社会保険料	4,000 減
			共済組合負担金(短期)	2,000 減
△10,000				

教育総務費・小学校費

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 学校管理費	163,932	23,600	187,532	4,692	24,800	
計	185,979	23,600	209,579	4,692	24,800	

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園費	124,664	△7,000	117,664			2,100
---------	---------	--------	---------	--	--	-------

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

2. 公民館費	220,792	△1,100	219,692			
---------	---------	--------	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
△5,892	1. 報酬	△4,000	01 学校管理運営経費	△6,100
			1 報酬	△4,000
	3. 職員手当等	△500	会計年度任用職員報酬分減	
			3 職員手当等	△500
	4. 共済費	△1,600	会計年度任用職員期末手当減	
			4 共済費	△1,600
	12. 委託料	3,400	社会保険料	1,000 減
			共済組合負担金(短期)	600 減
	14. 工事請負費	26,300	02 学校施設管理経費	29,700
			12 委託料	3,400
			千代川中学校特別教室空調設備設置工事 設計委託料	
			14 工事請負費	26,300
			千代川中学校特別教室空調設備設置工事	
△5,892				

△9,100	1. 報酬	△3,400	02 上妻幼稚園運営経費	△1,400
			1 報酬	△400
	10. 需用費	△3,600	会計年度任用職員報酬減	
			10 需用費	△1,000
			賄材料費減	
			03 ちよかわ幼稚園運営経費	△5,600
			1 報酬	△3,000
			会計年度任用職員報酬減	
			10 需用費	△2,600
			光熱水費	1,000 減
			賄材料費	1,600 減

△1,100	12. 委託料	△1,100	02 千代川公民館管理運営経費	△1,100
			12 委託料	△1,100

中学校費・幼稚園費・社会教育費

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3. ふるさと博物館費	34,265	△400	33,865			△1,174
4. 図書館費	123,399	△500	122,899			
計	573,499	△2,000	571,499			△1,174

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

1. 保健体育総務費	42,078	△1,200	40,878			
6. 学校給食費	313,298	0	313,298	11,795		
計	410,567	△1,200	409,367	11,795		

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

1. 元金	1,703,106	△1,961	1,701,145			△440
2. 利子	141,575	△12,100	129,475			

(単位 千円)

訳	節		説明	
	区分	金額		
一般財源				
			アスベスト含有調査委託料減	
774	1. 報酬	△400	01 ふるさと博物館管理運営経費 1 報酬 会計年度任用職員報酬減	△400 △400
△500	2. 給料	△500	01 職員人件費 2 給料 給料減	△500 △500
△826				

△1,200	2. 給料	△1,200	01 職員人件費 2 給料 給料減	△1,200 △1,200
△11,795				
△12,995				

△1,521	22. 償還金、利子及び割引料	△1,961	01 元金償還金 22 償還金、利子及び割引料 災害援護資金貸付事業債償還元金 臨時財政対策債償還元金	△1,961 △1,961 2,173 減 212 増
△12,100	22. 償還金、利子及び割引料	△12,100	01 利子償還金 22 償還金、利子及び割引料 庁舎建設債利子 農業債利子 土木債利子 消防債利子	△12,100 △12,100 8,100 減 400 減 900 減 100 減

社会教育費・保健体育費・公債費

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	1,844,681	△14,061	1,830,620			△440

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			教育債利子 200 減 臨時財政対策債利子 400 減 一時借入金利子 2,000 減
△13,621			

(1)補正予算給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与			
		報 酬	給 料	期 末 手 当 3.30ヶ月分	地 域 手 当
補正後	長 等	3		8,764	
	議 員	20	84,210	27,801	
	その他の特別職	1,084	60,514		
	計	1,107	144,724	36,565	
補正前	長 等	3		8,764	
	議 員	20	84,210	27,801	
	その他の特別職	1,084	58,301		
	計	1,107	142,511	36,565	
比 較	長 等	0		0	
	議 員	0	0	0	
	その他の特別職	0	2,213		
	計	0	2,213	0	

(単位 千円)

費			共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
寒冷地手当	その他の手当	計			
	48	34,372	6,175	40,547	3,451
		112,011	26,834	138,845	
		60,514		60,514	
	48	206,897	33,009	239,906	3,451
	48	34,372	6,175	40,547	3,451
		112,011	26,834	138,845	
		58,301		58,301	
	48	204,684	33,009	237,693	3,451
	0	0	0	0	0
		0	0	0	
		2,213		2,213	
	0	2,213	0	2,213	0

2. 一般職

(1) 総 括

区分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(273) 290	465,225	1,087,507	692,154
補 正 前	(273) 290	512,525	1,139,507	715,054
比 較	(0) 0	△47,300	△52,000	△22,900

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考 (退職手当負担金)
計			
2,244,886	445,685	2,690,571	161,884
2,367,086	465,685	2,832,771	160,034
△122,200	△20,000	△142,200	1,850

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	14,497	148	32,566	74,708
	補 正 前	14,497	148	33,766	74,708
	比 較	0	0	△1,200	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
330,337	203,208	19,917	48	15,249	1,476
343,537	211,708	19,917	48	15,249	1,476
△13,200	△8,500	0	0	0	0

給与費

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)	
		報 酬	給 料	職 員 手 当				
補 正 後	(3) 290		1,087,507	605,263	1,692,770	347,494	2,040,264	161,884
補 正 前	(3) 290		1,139,507	623,863	1,763,370	356,394	2,119,764	160,034
比 較	(0) 0		△ 52,000	△ 18,600	△ 70,600	△ 8,900	△ 79,500	1,850

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	14,497	148	32,566	74,708	243,446	203,208	19,917	48	15,249	1,476
	補 正 前	14,497	148	33,766	74,708	252,346	211,708	19,917	48	15,249	1,476
	比 較	0	0	△ 1,200	0	△ 8,900	△ 8,500	0	0	0	0

()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当			
補 正 後	(270)	465,225		86,891	552,116	98,191	650,307
補 正 前	(270)	512,525		91,191	603,716	109,291	713,007
比 較	(0)	△ 47,300		△ 4,300	△ 51,600	△ 11,100	△ 62,700

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					86,891					
	補 正 前					91,191					
	比 較					△ 4,300					

()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 52,000	給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分	△ 52,000	
職 員 手 当	△ 22,900	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 22,900	

(2) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全体		計画			前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの 支出額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出 予定額	翌年度 以降 支出 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率(%)	
			年度	年割額	左の財源内訳									
					特定財源									一般財源
					国県 支出金	地方債	その他							
2. 総務費	1. 総務管理費	市PR動画制作業務委託	令和5年度	2,816			2,816			2,816	2,816		82.6	
			令和6年度	594			594					594	17.4	
			計	3,410			3,410			2,816	2,816	594	100.0	
		デジタル田園都市国家構想総合戦略 策定支援業務委託	令和5年度	3,971			3,971			3,971	3,971		36.1	
			令和6年度	7,040			7,040					7,040	63.9	
			計	11,011			11,011			3,971	3,971	7,040	100.0	
3. 民生費	2. 児童福祉費	第3期子ども・子育て支援計画策定支援 業務委託	令和5年度	3,619			3,619			3,619	3,619		53.9	
			令和6年度	3,091			3,091					3,091	46.1	
			計	6,710			6,710			3,619	3,619	3,091	100.0	
10. 教育費	1. 教育総務費	小中学校適正規模適正配置検討支援 業務委託	令和5年度	9,020			9,020			9,020	9,020		51.6	
			令和6年度	8,470			8,470					8,470	48.4	
			計	17,490			17,490			9,020	9,020	8,470	100.0	

(3) 補正予算の地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1. 普 通 債	15,213,415	16,851,790	712,000	980,172	16,583,618
(1) 総 務	2,365,960	4,564,574	237,700	50,041	4,752,233
(2) 農 業	584,188	632,681	51,200	54,812	629,069
(3) 土 木	4,879,020	4,622,412	202,300	412,093	4,412,619
(4) 公 営 住 宅	8,353	3,234		3,234	0
(5) 消 防	934,711	917,950	26,000	26,278	917,672
(6) 教 育	6,441,183	6,110,939	194,800	433,714	5,872,025
2. 災 害 復 旧 事 業	91,988	71,750		20,238	51,512
3. そ の 他	8,272,839	7,800,208	2,600	700,735	7,102,073
(1) 災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業 債	15,667	12,822	2,600	3,364	12,058
(2) 上 水 道 事 業 出 資 債	21,997	14,285		7,127	7,158
(3) 減 税 補 て ん 債	48,348	31,013		13,493	17,520
(4) 減 収 補 て ん 債	48,865	48,865			48,865
(5) 臨 時 財 政 対 策 債	8,137,962	7,693,223		676,751	7,016,472
合 計	23,578,242	24,723,748	714,600	1,701,145	23,737,203

議案第26号

令和5年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度下妻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,676千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,921,216千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正 (事業勘定)

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		561,515	△32,294	529,221
	1. 他会計繰入金	373,078	△1,777	371,301
	2. 基金繰入金	188,437	△30,517	157,920
6. 繰越金		20,000	49,803	69,803
	1. 繰越金	20,000	49,803	69,803
7. 諸収入		23,213	△9,000	14,213
	1. 延滞金及び過料	15,010	△9,000	6,010
8. 国庫支出金		0	167	167
	1. 国庫補助金	0	167	167
歳入合計		4,912,540	8,676	4,921,216

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		115,093	△3,800	111,293
	1. 総務管理費	80,252	△2,630	77,622
	2. 徴税費	33,701	△1,170	32,531
7. 諸支出金		7,020	2,476	9,496
	1. 償還金及び還付加算金	7,020	2,476	9,496
8. 予備費		10,000	10,000	20,000
	1. 予備費	10,000	10,000	20,000
歳出合計		4,912,540	8,676	4,921,216

下妻市国民健康保険特別会計（事業勘定）
歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1. 総括
（歳入）

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	割合（%）
1. 国民健康保険税	925,040		925,040	18.8
2. 使用料及び手数料	701		701	0.0
3. 県支出金	3,382,031		3,382,031	68.7
4. 財産収入	40		40	0.0
5. 繰入金	561,515	△32,294	529,221	10.8
6. 繰越金	20,000	49,803	69,803	1.4
7. 諸収入	23,213	△9,000	14,213	0.3
8. 国庫支出金		167	167	0.0
歳入合計	4,912,540	8,676	4,921,216	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	115,093	△3,800	111,293	2.3
2. 保険給付費	3,310,919		3,310,919	67.3
3. 国民健康保険事業費納付金	1,415,335		1,415,335	28.7
4. 共同事業拠出金	1		1	0.0
5. 保健事業費	54,132		54,132	1.1
6. 基金積立金	40		40	0.0
7. 諸支出金	7,020	2,476	9,496	0.2
8. 予備費	10,000	10,000	20,000	0.4
歳出合計	4,912,540	8,676	4,921,216	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
		53	△3,853
		114	△114
			2,476
			10,000
		167	8,509

2. 歳入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	373,078	△1,777	371,301

(款) 5. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 国民健康保険支払準備基金繰入金	188,437	△30,517	157,920
--------------------	---------	---------	---------

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	20,000	49,803	69,803
--------	--------	--------	--------

(款) 7. 諸収入

(項) 1. 延滞金及び過料

1. 延滞金	15,010	△9,000	6,010
--------	--------	--------	-------

(款) 8. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

1. 出産育児一時金臨時補助金	0	114	114
-----------------	---	-----	-----

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	3,372	一般会計繰入金(普通分)増
2. 保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	△3,739	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)減
3. 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	△2,948	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)減
4. 未就学児均等割保険税繰入金	△203	未就学児均等割保険税繰入金減
5. 財政安定化支援事業繰入金	1,617	財政安定化支援事業繰入金増
6. 産前産後保険税繰入金	124	産前産後保険税繰入金

1. 国民健康保険支払準備基金繰入金	△30,517	国民健康保険支払準備基金繰入金減
--------------------	---------	------------------

1. 前年度繰越金	49,803	前年度繰越金増
-----------	--------	---------

1. 一般被保険者延滞金	△9,000	延滞金減
--------------	--------	------

1. 出産育児一時金臨時補助金	114	出産育児一時金臨時補助金
-----------------	-----	--------------

(款) 8. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	53	53
計	0	167	167

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	53	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 一般管理費	78,808	△2,630	76,178			53
計	80,252	△2,630	77,622			53

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴税费

1. 徴税総務費	32,336	△1,170	31,166			
計	33,701	△1,170	32,531			

(款) 2. 保険給付費

(項) 4. 出産育児諸費

1. 出産育児一時金	18,800	0	18,800			114
計	18,809	0	18,809			114

(款) 7. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

3. 償還金	10	2,476	2,486			
計	7,020	2,476	9,496			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
△2,683	2. 給料	△1,730	01 職員人件費 2 給料 給料減
	3. 職員手当等	△300	3 職員手当等 勤勉手当減
	4. 共済費	△600	4 共済費 職員共済組合負担金減
△2,683			

△1,170	2. 給料	△1,170	01 職員人件費 2 給料 給料減
△1,170			

△114			
△114			

2,476	22. 償還金、利子及び割引料	2,476	01 償還金 22 償還金、利子及び割引料 過年度国庫金その他返還金増
2,476			

(款) 8. 予備費

(項) 1. 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 予備費	10,000	10,000	20,000			

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
10,000			01 予備費 10,000

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補正後	(1) 12	2,018	43,319	22,784
補正前	(1) 12	2,018	46,219	23,084
比 較	(0) 0	0	△2,900	△300

()内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当
	補正後	363		918	1,918
	補正前	363		918	1,918
	比 較	0		0	0

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
68,121	14,012	82,133	6,300
71,321	14,612	85,933	6,300
△3,200	△600	△3,800	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
10,480	8,226	570		309	
10,480	8,526	570		309	
0	△300	0		0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(12)		43,319	22,421	65,740	13,600	79,340	6,300
補 正 前	(12)		46,219	22,721	68,940	14,200	83,140	6,300
比 較	(0)		△ 2,900	△ 300	△ 3,200	△ 600	△ 3,800	0

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	363		918	1,918	10,117	8,226	570		309	
	補 正 前	363		918	1,918	10,117	8,526	570		309	
	比 較	0		0	0	0	△ 300	0		0	

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(1)	2,018		363	2,381	412	2,793	
補 正 前	(1)	2,018		363	2,381	412	2,793	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					363					
	補 正 前					363					
	比 較					0					

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	△ 2,900	給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分	△ 2,900	
職 員 手 当	△ 300	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	△ 300	

議案第27号

令和5年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ573,106千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 後期高齢者医療保険料		387,247	19,000	406,247
	1. 後期高齢者医療保険料	387,247	19,000	406,247
3. 繰 入 金		159,657	△5,894	153,763
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	159,657	△5,894	153,763
4. 繰 越 金		1,000	4,625	5,625
	1. 繰 越 金	1,000	4,625	5,625
5. 諸 収 入		6,972	435	7,407
	5. 雑 入	1	435	436
歳 入 合 計		554,940	18,166	573,106

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		501,279	13,106	514,385
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	501,279	13,106	514,385
4. 諸 支 出 金		1,430	5,060	6,490
	2. 繰 出 金	1,000	5,060	6,060
歳 出 合 計		554,940	18,166	573,106

下妻市後期高齢者医療特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 後期高齢者医療保険料	387,247	19,000	406,247	70.9
2. 使用料及び手数料	64		64	0.0
3. 繰入金	159,657	△5,894	153,763	26.8
4. 繰越金	1,000	4,625	5,625	1.0
5. 諸収入	6,972	435	7,407	1.3
歳入合計	554,940	18,166	573,106	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	42,638		42,638	7.4
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	501,279	13,106	514,385	89.8
3. 保健事業費	7,918		7,918	1.4
4. 諸支出金	1,430	5,060	6,490	1.1
5. 予備費	1,675		1,675	0.3
歳出合計	554,940	18,166	573,106	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
			13,106
			5,060
			18,166

2. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	260,741	△5,000	255,741
2. 普通徴収保険料	126,506	24,000	150,506
計	387,247	19,000	406,247

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

1. 一般会計繰入金	159,657	△5,894	153,763
------------	---------	--------	---------

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1,000	4,625	5,625
--------	-------	-------	-------

(款) 5. 諸収入

(項) 5. 雑入

1. 雑入	1	435	436
-------	---	-----	-----

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	△5,000	現年度分減
1. 現年度分	23,950	現年度分増
2. 滞納繰越分	50	滞納繰越分増

1. 一般会計繰入金	△5,894	保険基盤安定繰入金減
------------	--------	------------

1. 前年度繰越金	4,625	前年度繰越金増
-----------	-------	---------

1. 雑入	435	雑収入増
-------	-----	------

3. 歳出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	501,279	13,106	514,385			

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源	13,106	13,106	01 後期高齢者医療広域連合納付金 13,106 18 負担金補助及び交付金 13,106 保険料等納付金 19,000 増 保険基盤安定納付金 5,894 減

(款) 4. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	1,000	5,060	6,060			
------------	-------	-------	-------	--	--	--

5,060	27. 繰出金	5,060	01 一般会計繰出金 5,060 27 繰出金 5,060 一般会計繰出金増
-------	---------	-------	--

議案第28号

令和5年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,234,573千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		901,088	160	901,248
	2. 国庫補助金	233,488	160	233,648
歳入合計		4,234,413	160	4,234,573

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 地域支援事業費		129,908	160	130,068
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	51,612	160	51,772
歳出合計		4,234,413	160	4,234,573

下妻市介護保険特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 保 険 料	830,053		830,053	19.6
2. 分 担 金 及 び 負 担 金	8,613		8,613	0.2
3. 使 用 料 及 び 手 数 料	110		110	0.0
4. 国 庫 支 出 金	901,088	160	901,248	21.3
5. 支 払 基 金 交 付 金	1,015,555		1,015,555	24.0
6. 県 支 出 金	553,291		553,291	13.1
7. 財 産 収 入	50		50	0.0
8. 繰 入 金	630,694		630,694	14.9
9. 繰 越 金	288,795		288,795	6.8
10. 諸 収 入	6,164		6,164	0.1
歳 入 合 計	4,234,413	160	4,234,573	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 総務費	113,443		113,443	2.7
2. 保険給付費	3,698,000		3,698,000	87.3
3. 基金積立金	99,629		99,629	2.4
4. 諸支出金	192,012		192,012	4.5
5. 地域支援事業費	129,908	160	130,068	3.1
6. 予備費	1,421		1,421	0.0
歳出合計	4,234,413	160	4,234,573	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
160			
160			

2. 歳入

(款) 4. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
4. 保険者機能強化推進 交付金	5,300	△1,124	4,176
5. 介護保険保険者努力 支援交付金	4,600	1,284	5,884
計	233,488	160	233,648

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 保険者機能強化 推進交付金	△1,124	保険者機能強化推進交付金減
1. 介護保険保険者努力 支援交付金	1,284	介護保険保険者努力支援交付金増

3. 歳出

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. サービス事業費	29,530	160	29,690	1,284		
計	51,612	160	51,772	1,284		

(款) 5. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

1. 総合相談事業費	20,963	0	20,963	△624		
4. 任意事業費	16,016	0	16,016	△500		
計	57,803	0	57,803	△1,124		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
△1,124	18. 負担金補助及び交付金	160	01 サービス事業費 18 負担金補助及び交付金 従前相当介護予防訪問・通所サービス事業費増
△1,124			160 160

624			
500			
1,124			

令和5年度下妻市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入）

第2条 令和5年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科	目	補正前の額	補 正 額	計
第1款	水道事業収益	1,062,151	10,368	1,072,519
第2項	営業外収益	72,364	10,368	82,732

令和6年2月29日 提出

下妻市長 菊 池 博

令和5年度下妻市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1. 水 道 事 業 収 益			1,062,151	10,368	1,072,519	
	2. 営 業 外 収 益		72,364	10,368	82,732	
		2. 他 会 計 補 助 金	505	10,368	10,873	

令和5年度下妻市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△純損失)	69,618
減価償却費	276,286
固定資産除却費	900
貸倒引当金の増減額	△ 69
賞与引当金の増減額	66
長期前受金戻入額	△ 68,507
受取利息及び配当金	△ 5
支払利息	57,402
未収金の増減額(△は増加)	15,450
たな卸資産の増減額(△は増加)	212
未払金の増減額(△は減少)	0
小計	351,353
利息及び配当金の受取額	5
利息の支払額	△ 57,402
業務活動によるキャッシュ・フロー	293,956
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 664,300
負担金による収入	0
出資金による収入	3,138
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 661,162
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	301,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 363,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 62,000
資金増加額(又は減少額)	△ 429,206
資金期首残高	791,050
資金期末残高	361,844

令和5年度下妻市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部		
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
ア 土 地	511,640	
イ 建 物	1,011,313	
減価償却累計額	<u>553,144</u>	458,169
ウ 構 築 物	13,287,925	
減価償却累計額	<u>8,496,998</u>	4,790,927
エ 機 械 及 び 装 置	4,484,621	
減価償却累計額	<u>3,984,693</u>	499,928
オ 車 両 運 搬 具	8,356	
減価償却累計額	<u>4,104</u>	4,252
カ 工 具、器 具 及 び 備 品	10,522	
減価償却累計額	<u>8,630</u>	1,892
キ 建 設 仮 勘 定	<u>2,071,047</u>	
有形固定資産合計		8,337,855
(2) 無 形 固 定 資 産		
ア 施 設 利 用 権	<u>692</u>	
無形固定資産合計		<u>692</u>
固定資産合計		8,338,547
2. 流 動 資 産		
(1) 現 金 ・ 預 金	361,844	
(2) 未 収 金	200,120	
貸倒引当金	△ 910	
(3) 貯 蔵 品	3,700	
(4) そ の 他 流 動 資 産	<u>300</u>	
流動資産合計		<u>565,054</u>
資産合計		<u>8,903,601</u>

負 債 の 部		
3. 固 定 負 債		
(1) 企 業 債	3,890,143	
(2) 引 当 金	<u>34,888</u>	
固定負債合計		3,925,031
4. 流 動 負 債		
(1) 企 業 債	233,249	
(2) 未 払 金	184,548	
(3) 引 当 金	5,233	
(4) そ の 他 流 動 負 債	<u>1,600</u>	
流動負債合計		424,630
5. 繰 延 収 益		
(1) 長 期 前 受 金	4,376,123	
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>2,523,599</u>	
長期前受金合計		<u>1,852,524</u>
繰延収益合計		<u>1,852,524</u>
負債合計		6,202,185
資 本 の 部		
6. 資 本 金		
(1) 自 己 資 本 金	<u>2,068,113</u>	
資本金合計		2,068,113
7. 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
資本剰余金合計		<u>0</u>
(2) 利 益 剰 余 金		
ア 減 債 積 立 金	0	
イ 利 益 積 立 金	51,113	
ウ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>582,190</u>	
利益剰余金合計		<u>633,303</u>
剰余金合計		<u>633,303</u>
資本合計		<u>2,701,416</u>
負債資本合計		<u>8,903,601</u>

令和5年度下妻市水道事業会計補正予算明細書（第3号）

収益的収入

(単位 千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 水道事業収益		1,062,151	10,368	1,072,519			
2. 営業外収益		72,364	10,368	82,732			
	2. 他会計補助金	505	10,368	10,873	他会計補助金	10,368	一般会計補助金増

令和 6 年度

下妻市補正予算書

一 般 会 計

目 次

一般会計補正予算	230
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	232
歳入	234
歳出	235
補正予算給与費明細書	237

議案第 37 号

令和 6 年度下妻市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度下妻市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 344,374 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,024,374 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 29 日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 国庫支出金		2,567,532	214,930	2,782,462
	2. 国庫補助金	397,030	214,930	611,960
19. 繰越金		300,000	644	300,644
	1. 繰越金	300,000	644	300,644
20. 諸収入		407,771	128,800	536,571
	5. 雑収入	383,919	128,800	512,719
歳入合計		18,680,000	344,374	19,024,374

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		6,722,982	123,574	6,846,556
	1. 社会福祉費	3,563,793	123,574	3,687,367
7. 商工費		143,687	220,800	364,487
	1. 商工費	143,687	220,800	364,487
歳出合計		18,680,000	344,374	19,024,374

下 妻 市 一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 市 税	5,918,521		5,918,521	31.1
2. 地 方 譲 与 税	250,800		250,800	1.3
3. 利 子 割 交 付 金	2,135		2,135	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	26,662		26,662	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	31,303		31,303	0.2
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	115,700		115,700	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,070,000		1,070,000	5.6
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	33,000		33,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	103,093		103,093	0.5
10. 地 方 交 付 税	2,800,000		2,800,000	14.7
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,977		2,977	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	68,290		68,290	0.4
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	110,764		110,764	0.6
14. 国 庫 支 出 金	2,567,532	214,930	2,782,462	14.6
15. 県 支 出 金	1,461,309		1,461,309	7.7
16. 財 産 収 入	13,012		13,012	0.1
17. 寄 附 金	1,000,001		1,000,001	5.3
18. 繰 入 金	1,641,930		1,641,930	8.6
19. 繰 越 金	300,000	644	300,644	1.6
20. 諸 収 入	407,771	128,800	536,571	2.8
21. 市 債	755,200		755,200	4.0
歳 入 合 計	18,680,000	344,374	19,024,374	100.0

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 議会費	190,702		190,702	1.0
2. 総務費	3,166,200		3,166,200	16.6
3. 民生費	6,722,982	123,574	6,846,556	36.0
4. 衛生費	1,324,238		1,324,238	7.0
5. 労働費	29,611		29,611	0.2
6. 農業費	883,061		883,061	4.6
7. 商工費	143,687	220,800	364,487	1.9
8. 土木費	1,688,737		1,688,737	8.9
9. 消防費	745,907		745,907	3.9
10. 教育費	1,994,555		1,994,555	10.5
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,760,315		1,760,315	9.2
13. 予備費	30,000		30,000	0.2
歳出合計	18,680,000	344,374	19,024,374	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			一般財源
特定財源			
国県支出金	地方債	その他	
123,574			
91,356		128,800	644
214,930		128,800	644

2. 歳入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	31,732	214,930	246,662
計	397,030	214,930	611,960

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	300,000	644	300,644
--------	---------	-----	---------

(款) 20. 諸収入

(項) 5. 雑入

2. 雑入	383,878	128,800	512,678
計	383,919	128,800	512,719

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務管理費補助金	214,930	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 91,356 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金 ・定額減税一体支援枠分） 123,574

1. 前年度繰越金	644	前年度繰越金増
-----------	-----	---------

9. 商工費雑入	128,800	プレミアム付商品券販売収入

3. 歳出
(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
1. 社会福祉 総務費	571,984	123,574	695,558	123,574		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
	1. 報酬	1,092	05 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業 82,560
	3. 職員手当等	2,305	1 報酬 546 会計年度任用職員報酬 1人分
	4. 共済費	252	3 職員手当等 995 時間外勤務手当 630
	8. 旅費	26	会計年度任用職員期末手当 199 会計年度任用職員勤勉手当 166
	10. 需用費	825	4 共済費 126 社会保険料 72
	11. 役務費	352	雇用保険料 12 共済組合負担金(短期) 42
	12. 委託料	472	8 旅費 13 会計年度任用職員費用弁償(通勤費)
	19. 扶助費	118,250	10 需用費 424 消耗品費 355 印刷製本費 69
			11 役務費 220 郵便料 176 振込手数料 44
			12 委託料 236 システム構築委託料 220 事務用機器保守点検委託料 16
			19 扶助費 80,000 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金
			06 低所得者子育て世帯加算給付金事業 41,014
	1. 報酬		1 報酬 546 会計年度任用職員報酬 1人分
	3. 職員手当等		3 職員手当等 1,310 時間外勤務手当 945
	4. 共済費		会計年度任用職員期末手当 199 会計年度任用職員勤勉手当 166
	8. 旅費		4 共済費 126 社会保険料 72
			雇用保険料 12 共済組合負担金(短期) 42
			8 旅費 13

社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
計	3,563,793	123,574	3,687,367	123,574		

(単位 千円)

訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			会計年度任用職員費用弁償(通勤費) 10 需用費 401 消耗品費 355 印刷製本費 46 11 役務費 132 郵便料 88 振込手数料 44 12 委託料 236 システム構築委託料 220 事務用機器保守点検委託料 16 19 扶助費 38,250 低所得者子育て世帯加算給付金

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

2. 商工振興費	50,957	220,800	271,757	91,356		128,800
計	143,687	220,800	364,487	91,356		128,800

644	10. 需用費	600	03 プレミアム付商品券発行事業費	220,800
			10 需用費	600
	11. 役務費	4,220	消耗品費	
			11 役務費	4,220
			郵便料	4,200
			手数料	20
	12. 委託料	9,900	12 委託料	9,900
			プレミアム付商品券発行事業委託料	
	18. 負担金補助及び交付金	206,080	18 負担金補助及び交付金	206,080
			プレミアム付商品券発行事業交付金	
644				

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補正後	(255) 294	482,206	1,123,009	767,642
補正前	(253) 294	481,114	1,123,009	765,337
比 較	(2) 0	1,092	0	2,305

()内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管理職員 特別勤務手当	扶養手当	時間外勤務手当
	補正後	14,497		31,900	60,739
	補正前	14,497		31,900	59,164
	比 較	0		0	1,575

(単位 千円)

費 計	共 済 費	合 計	備 考
			(退職手当負担金)
2,372,857	483,804	2,856,661	169,110
2,369,460	483,552	2,853,012	169,110
3,397	252	3,649	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
340,002	287,326	18,679	48	12,987	1,464
339,604	286,994	18,679	48	12,987	1,464
398	332	0	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(3) 294		1,123,009	604,696	1,727,705	364,690	2,092,395	169,110
補 正 前	(3) 294		1,123,009	603,121	1,726,130	364,690	2,090,820	169,110
比 較	(0) 0		0	1,575	1,575	0	1,575	0

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	14,497	0	31,900	60,739	251,742	212,640	18,679	48	12,987	1,464
	補 正 前	14,497	0	31,900	59,164	251,742	212,640	18,679	48	12,987	1,464
	比 較	0	0	0	1,575	0	0	0	0	0	0

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	(252)	482,206		162,946	645,152	119,114	764,266	
補 正 前	(250)	481,114		162,216	643,330	118,862	762,192	
比 較	(2)	1,092		730	1,822	252	2,074	

(単位 千円)

職員手当の内訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	住 居 手 当	日 直 手 当
	本 年 度					88,260	74,686				
	前 年 度					87,862	74,354				
	比 較					398	332				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分	平均昇給率 %	
		その他の増減分		
職 員 手 当	2,305	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	2,305	

議案第38号

下妻市監査委員の選任について

下記の者を下妻市監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 廣瀬 榮

提案理由

市議会議員の任期満了に伴い、議員選出の監査委員が欠員となっていることから、新たに廣瀬榮議員を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第39号

下妻市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を下妻市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 池田 久男

提案理由

現下妻市固定資産評価審査委員会委員である池田久男氏が、令和6年3月28日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)

議案第40号

下妻市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を下妻市固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月29日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 栗山 学

提案理由

現下妻市固定資産評価審査委員会委員である栗山学氏が、令和6年3月28日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

履 歷

(略)